

令和 8 年第 3 回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 5 日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 8 年 6 月 8 日 午前 9 時00分 令 和 8 年 6 月 8 日 午後 4 時40分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	4 番	江 頭 義 彦		5 番	三 苫 紀美子		6 番	土 渕 茂 勝	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹		○
	教 育 長	牟 田 久 俊		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	山 下 太 郎							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 6 月 8 日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 8 年 6 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （要 旨）
三 苦 紀美子	1. 中学校校門の横断歩道に小バタを 2. 事前落水におけるため池活用の考え方について
土 渕 茂 勝	1. 町立図書館の設置を求める 2. 国民健康保険制度の在り方について
池 田 和 幸	1. 町営タクシーの運行状況と課題は 2. 再質問、町道門前～畑川線の道路改良は
西 原 好 文	1. 再度聞く、江北町総合排水計画の取り組みは 2. 九州新幹線西九州ルート、町の考えは
田 中 宏 之	1. 小・中学校の体育館の空調設備整備はどうなる 2. 部活動の地域移行と送迎について
酒 井 明 子	1. 放課後児童クラブ（学童）の施設環境の向上を求む

午前 9 時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和 8 年第 3 回江北町議会定例会会期 4 日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第 1 一般質問

○井上敏文議長

日程第 1. 一般質問。質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

5 番三苦紀美子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

おはようございます。5番三苦紀美子でございます。通告に従い、質問させていただきます。

まず1問目、中学校校門の横断歩道に小旗をというテーマで出しておりますが、毎朝、学校の先生が交代で旗を持って誘導していただいておりますが、下校時になるとそうはいきませんので、何ととっても、中学生ぐらいになると、悪いんですが、右左をあんまり見ないでさっと渡るような子もいますので、ぜひ小旗の用意を大至急お願いしたいと思って、小さいことですが、子供たちにとっては大きいことですので、一般質問させていただきました。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

それでは、答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

三苦議員の御質問にお答えします。

議員におかれましては、交通安全母の会の活動として、毎朝、事故防止に向けて登校指導を行っていただき、感謝申し上げます。

議員御指摘の中学校前の横断歩道への横断小旗の設置につきましては、生徒の安全確保の観点から御質問、御提案いただいたものと受け止めております。

まずは現状を把握するために、先輩の田村議員に倣いまして交通量調査を行ってまいりました。下校時間の15時45分から30分ほど校門に立ちまして、通行量等を調べてまいりましたけれども、車が64台、そして、郵便局のバイクが1台と、延べ65台が通過していきました。そのほとんどが児童・生徒の送迎のための保護者の車でありまして、中学生が横断するときは必ず一旦停止をして、中学生を渡しているという状況でございます。10分ほど経過すると車通りもほとんどなくなり、二、三分に1台という感じでしょうか。危険性を感じなかったところです。

また、今回はピンポイントで中学校前の横断歩道という御要望でしたけれども、通学路全体の状況を把握するために、総務政策課の安全安心係と共に町内の通学路の横断小旗の点検を行ってまいりました。町内では、交通量の多い国道34号や207号などの信号のない横断歩道を中心に、横断人形と共に横断小旗が設置されているところがほとんどでございまして、小旗が少なくなっているところとか、なくなっているところもございましたので、補充、交

換を行ったところです。

横断小旗を設置することによりまして、ドライバーが横断歩道を早めに認識することができる効果も期待できる一方で、中学校では64%が自転車通学でございます。自転車を押して横断するように指導しておりますので、両手が塞がった状態で、なかなか横断小旗を利用する状況にはないなということも同時に感じました。現在は佐賀県警のほうで、歩行者が渡りたい意思をドライバーに明確に伝える安全行動であるハンドサイン、手を挙げて、手を前に出して渡る意思を示すというハンドサインが推奨されておりますので、中学生にも左右確認とともに、ハンドサインの利用を促していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、通学路の安全対策は重要なことございまして、環境整備と併せて、学校と教育委員会で子供たちが自分の命を守る意識を高めていくことが大切であるという共通認識を持っております。今後は学校関係者に加え、町、白石警察署、教育委員会等が参加する交通安全対策協議会で協議いたしまして、横断小旗を設置する場所や必要性について教育委員会の考えを伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

ちょっと慣れた子というか、横着な子と言ったら中学生に怒られるんですが、見もしないで渡る人が結構いるんです。遠くから眺めているんですが、先生がいらっしゃるときはちゃんと指示に従っていますのでいいんですが、先生がいなくなると全く駄目になってしまいます。全員とは言いませんが、一人でも犠牲が出たら大変だと思いますので、教育長、このことはぜひ頑張ってください、よろしくお願いします。

このことを子供たちに言っているからねと言ったら、うん、ありがとうという子もいましたので、このことについてはそんなに高額なものじゃないと思いますので、ぜひいち早く心を表していただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。今日、明日、一般質問どうぞよろしくお願いします。

今回、三苦議員から中学校前に横断用の小旗をとということで、先ほど教育長が答弁をいたしましたとおり、今回、御質問を受けることによりまして現地のほうも確認をさせていただいたようであります。ただ、先ほど説明がありましたけど、中学生の場合は自転車で通学している子が多いものですから、自転車を引きながら、わざわざ旗をとということになると、かえって自転車の操作が不安定になりはしないかなというような心配をしたりもしております。

それと、先ほどおっしゃったように、右見て、左見て、また右見て、手を挙げて安全に渡ろうとしている子供にとっては、視認性を高めるという意味では小旗も有効なんだろうけど、ただ、先ほど三苦議員おっしゃったように、中には右も左も見ないで、安全確認しないで走り抜ける子供たちがいるということでもありますから、そうした子供たちへの対応としては、小旗というよりも、やはり安全に対する認識を子供たちがしっかり持つてくれるというのが大事なんじゃないかなというふうに思っております。

今後も引き続き教育委員会のほうでは交通安全の、特に、子供たちの通学路の対策ということで意を用いてくれると思っておりますので、またそれを受けて、町長部局としても対応していきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

急遽すみません。でも、小学生とかが、分からないので、町長さんに言うとやろうとしか言いませんのでね、教育長に言ったにもかかわらず、ちょっと顔を出してもらっていないと、俺たちは見ないけど、ちゃんと母ちゃんは見ているからねということまで付け加えられましたので、教育長、出しゃばりましてすみません、どうぞお力を発揮していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

○井上敏文議長

次へ行ってください。5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

次に、事前落水におけるため池活用の考え方について質問させていただきます。

私も十分に勉強したわけじゃないので、少し不安なこともありますけど、困っていらっしゃ

る方も多くいらっしゃいますし、声を届けていただいた方も何人もいますので、取り上げさせていただきます。

事前落水について、令和3年12月の新聞報道で、具体的な数値を示し、ルール化する必要があるとの考え方が示されました。これに基づき、令和3年度末、総合排水計画が出されたと思いますが、しかし、明確な落水する深さが示されていなかったのではと思います。

令和4年6月議会において、町内のため池30か所のうち17か所と幹線水路を活用し、50万トンの洪水調整を想定。また、令和6年7月8日に地元の問合せに対し、事前落水は雨が降る前に貯水ポケットを確保するための手段と回答されましたが、事前に落水する深さについて具体的な数値は示されていません。

令和8年3月議会において、県の補助を受け実施された調査設計内容はとの問いに、ため池についてシミュレーションを行ったと回答がありました。一例として山口新堤の説明を受けました。150ミリの雨がいった場合、ため池の水を約4割、1.6メートル程度排水しても水が復元するということが計算上分かったと、初めて数値で示された内容でした。しかし、水が元に戻らなかった場合の不安が心理的要因となっていると付け加えられました。

ここで伺いたいのは、何時間で目的の事前落水による貯水ポケットが確保できるのかということです。当然、排水量に見合う降雨量の確認は必要となります。

そこで、説明を受けた山口新堤について伺います。

貯水量は30万トンと確認しております。説明で示された降雨量から排水量を4割とした場合、単純計算で12万トン排水し、貯水ポケットを確保することを前提に伺いたいと思います。

まず1問目、12万トン排水するために必要な時間は、また、排水に長時間を要する場合、連続排水は可能かどうか、お答えをお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

おはようございます。三苦議員の御質問にお答えします。

三苦議員の御質問の趣旨は、ため池、山口新堤30万トンのうち12万トン排水する場合の貯水ポケットを確保することを前提としてという御質問であります。

まず、事前落水は下流から上流に向けて行うものでありまして、樋管に近いところから順次上流へ向かっていきまして、最上流の山口新堤は順番的に一番最後になります。また、上

流ほど落水する時間が限られますので、山口新堤の12万トンにつきましては、事前落水を要請されたときに一遍に排水することはできません。

ちなみに、12万トン排水するためには2日半かかる計算となります。

そのため、ため池は日頃から水位管理が重要であります。5月に実施した排水対策連絡会におきましても、ため池の水位管理とか落水量の目安というのが一つの課題となりました。そのため、町が持つ情報でありますため池の事前放流によるシミュレーション、これを管理者の方と共有いたしまして、水位管理の目安としていただくようにしております。

以上であります。

○井上敏文議長

三苦議員。

○三苦紀美子議員

私にとっては本当に難しい問題で、何とかこの一般質問で、皆さんがあれぐらいしか言えなかったかなと言われるかもしれませんが、私なりに勉強してきたつもりでございますので、ぜひぜひ回答をお願いしたいと思います。

お尋ねしますが、概算で第一取水口を満水面下5メートルと想定し計算すると、1日1.4万トンの排水量となり、これに基づき計算した結果は、12万トン割る1.4万トン、8.6日、つまり連続運転で8.6日必要との説明を受けました。落水時間8.6日は連続運転を行った場合の日数ですが、令和6年8月8日、地元へ回答されたものに基づく、町内ため池30か所のうち17か所と幹線水路を活用し、50万トンの洪水調整機能を想定しているということでございましたが、干潮に合わせて落水を行うとされており、連続運転は不可能と思います。この落水日数の確認は難しいと私なりに感じておりますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の再質問にお答えします。

先ほど申し上げられた1時間当たり1.4万トンというのは、恐らく城ノ井排水機場のポンプから排水する場合の排水量が1.4万トンだと思います。城ノ井排水機場と、もう一つ、排水樋管というのがございまして、そちらの排水能力が1時間当たり14万トン、約10倍ぐらい

の開きがあります。ですので、山口新堤から仮に12万トン排水となった場合は、樋管からの排水で約1時間程度ぐらいで落とせるという計算になります。ですので、事前落水につきましては干潮時間を目がけてすることとしているということでもあります。

以上であります。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

なかなかこれは難しいことだと思うんですが、心配というのは募るばかりなんですね。だから、何とかいい方法をとっておりますので、私が役に立つかどうか分かりませんが、頑張って質問させていただいております。

排水に長時間を要する場合は、事前落水開始の指示を出す予想降雨量及び排水開始を指示する時間はどうなるのかの答えをお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

事前落水の要請ですけれども、早期注意情報が高、または予想降雨量24時間100ミリの予想が出た場合に、干潮前後の3時間で実施するように要請をしております。連続排水につきましても、干潮時は樋管からの排水、満潮時は排水機場からの強制排水ということでありまして、これらを組み合わせて、途切れることなく排水ができるように、施設の整備であるとか燃料の確保に努めているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

とにかく水のことに対しては、農業の従事者、それに町民も大変な思いをいたしておりますので、心配を除去するためにも、課長、ぜひ頑張ってください、はっきりしたことを銘打って出していただければと願っております。

それから、次にお尋ねしたいのは、12万トン排水した場合、下流の水路に排水する能力

はあるのかどうか。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

12万トンを排水した場合ということでありまして、仮に12万トン排水されるとなると、先ほど申し上げたとおり、ポンプ場からの排水は1時間に1.4万トンの排水でありますけれども、樋管からですと1時間当たり約14万トンの排水が可能ということでありまして、12万トンの排水については、干潮時は1時間ほどで排水が可能ということであります。

また、連続排水につきましても、仮に満潮時に12万トンの水が来るとなった場合につきましても、ポンプ場からの強制排水ということになると思いますけれども、必要な燃料の備蓄であるとか、そういった万全な体制をつくって流せるようにするということでもあります。

以上であります。

○井上敏文議長

5番三苫議員。

○三苫紀美子議員

また、長時間排水となった場合、六角川へ放流する末端の排水施設の排水能力及び感潮河川である六角川の潮位との関係はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。連続排水は可能なのかどうか、お答えをお願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苫議員の御質問にお答えします。

六角川の潮位との関係ということでありまして、先ほどから申し上げているとおり、干潮時は樋管からの排水、満潮時は排水機場からの強制排水という組合せで行うということでもあります。

長時間を要する場合はこの2つの組合せで行うことを考えておりますけれども、極力、干潮時の前後3時間で事前に流していただく、こういったことを徹底して、内水が氾濫しないように、各水系で事前落水に努めていただいているということでもあります。

以上であります。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

貯水量が回復しなかった場合、心理的要因の解消対策は考えていらっしゃるのかどうか、お聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

心理的要因の解消についてということであります。

今年のような渇水傾向の年は、田植時期に水が足りなくなるのではないかという心配の声が寄せられております。町内の取水状況につきましては、J R 佐世保線より南側の平野部につきましては筑水からの水が供給されますので、比較的安定的でありますけれども、北側は筑水からの供給がないので、ため池の水に頼らざるを得ないというようなことで、心理的、自衛的な意識が働く傾向にあります。

筑水の供給ができない地域の不安を解消するために、町では2つ対策を実施しております。

1つは、渇水対策事業補助金ということで、可搬ポンプの賃借料とか燃料を補助することによって迅速な水の確保を支援いたしております。これにつきましては、当初予算で30万円を計上し、議決をいただいているところであります。

もう一つが水利組合や地域との利用調整ということで、水が必要な時期に農業者が困らないように、町も水利組合とか、あと、地域との利用調整に関係をし、地域の水が計画的に行き渡るように運用することで心理的不安の解消に努めているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

今回の質問は、4割排水を前提として、分からないことを伺っております。計算書のように4割から2割にすると4.3日、1.5割にすると3.2日ということで、排水量を軽減すること

により心理的不安要素が少し軽減されるのではないかなと私なりに思っております。

さらに、事前排水の主力を幹線水路に求めると、さらに軽減が図られるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

幹線水路に主力を求める根拠は、幹線水路の場合には町内の降雨、筑水及び羽佐間水路からの補給が可能と思われるため、あくまでも最悪ですが、共済制度のような制度の検討が必要ではないかなと私なりに思っております、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

すみません、ちょっと聞き取れなくて、幹線水路に何を設けるといところが分からなかった、もう一度お願いできますか。（発言する者あり）

三苦議員、すみません、幹線水路に何を設けるかというところがちょっと聞き取りにくかったので、もう一度教えていただきたいなと思って。お願いします。

○井上敏文議長

三苦議員、再質問をもう一回していただいてよろしいでしょうか。さっきの質問をもう一回してください。

○三苦紀美子議員

例えば、共済制度というのはちょっとやめまして、事前排水の主力を幹線水路に求めると、さらに軽減が図られるのではないかなと会議の中で話が出ましたので、お伝えしたまでです。

幹線水路に主力を求める根拠は、幹線水路の場合には町内の降雨、筑水及び羽佐間水路からの補給が可能と思われるため、一応相談の話があったことをお伝えしております。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の再質問にお答えします。

町内の事前落水については、主に幹線水路経由でポンプ場まで流していくというところがありますけれども、当然、町内には羽佐間水路等、いわゆる横水路というか、水路もあります。これらの水路も当然樋管のほうにつながっておりますので、幹線水路だけでなく、横

水路から流せるところは樋管のほうからも排水が可能ということですので、そういった形で樋管からもとにかく排水を行っていくということでもあります。

また、ゲートの電動化についても樋管を優先的に整備してくださいということで、水系のほうにも場所の選定をいただいておりますので、基本は幹線水路のほうからの排水というところが主力になりますけれども、横水路からの排水も併せて行っていくということでもあります。

以上であります。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

次に、令和 4 年 6 月議会において、町内のため池 30 か所のうち 17 か所の活用と説明されました。関係ため池が一斉に排水した場合の対応についての検証はなされましたでしょうか。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

ため池が一斉に排水する場合というのは、恐らく長時間の大雨でため池が一定の水位を超えた場合に、洪水吐きから下流に大量の水が流れるような状態かなということで想定をいたします。この場合においても、樋管の排水と排水機場の強制排水を組み合わせ、繰り返し下流のほうに流していくという対応になりますけれども、排水対策連絡会においても、下流からは上流の状況が分からない、また、報告がないということで、なかなか対応策というのが取りにくいという問題提起がございました。現在、各水系に役場の担当者を 2 名配置しておりますけれども、職員が間に入って上下流の連絡調整に動くなど、排水の円滑化が図られるように今後も実施していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

また、既に調査されている5か所を外した残り12か所のため池についても、おのこの排水量及び復元に要する雨量は確認されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

残り12か所のため池の個別調査ということでもありますけれども、調査は未実施であります。ですが、調査済みの近いため池を参考にさせていただくことはできると思います。町が持つため池のシミュレーションを管理者の方に共有して、ため池管理の目安として活用していただくということも併せて進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

私個人の考えで申し訳ないんですが、現在までの間、おのこのため池の取扱いについて一定の方向性が出たと思います。現在までなぜ全てができなかったのかなと、ちょっと不安なところもございます。

総合排水計画で示されている「溜める」「流す」「防ぐ」の3本の柱の中で、「溜める」については、初期の内水氾濫防止のために貯水ポケットを確保することは最重要対策であると思っております。このことについて分かるところがあれば教えてください。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

貯水ポケットということであります。

まず、水路につきましては、事前落水により下流側から順次上流ということは先ほど御説明したと思いますが、これにつきましても、下流にできるだけポケットをつくっていくということで、来るべき雨に備えているという行動であります。

もう一つが、ため池につきましては、事前落水の要請をかけたときに一遍に落とすという

ことがなかなか難しいものですから、ある程度長期的な予報でため池の水位というのを管理していただきたいと。それによって、ため池のポケットが生まれるということで御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

私自身、重い気持ちで話しておりますが、課長もすみません、町民のためですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ここで排水量と地元に還元する量は確認されたと思うんですが、ぜひこの3本についてはどのようにしているかということ、少し時間をかけてもよろしいですので、町民のために、そして、困っている人、頭を痛めている人たちのために、課長は大変でしょうが、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

私もまたこの議会が終わりましたら勉強に戻りますので、再度何かあるときはこちらでお願いしたいと思いますので、今日は以上で終わりたいと思います。

○井上敏文議長

5 番三苦紀美子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開 9 時50分。

午前 9 時38分 休憩

午前 9 時50分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

6 番土渕茂勝議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土渕茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土渕茂勝です。今日は町立図書館の建設問題について、それと、国民健康保険制度の在り方についての質問をしたいと思います。

まず、町立図書館の問題についてですけど、これは提案という形で質問をしたいと思います。

江北町には公立図書館がありません。また、郷土資料館もその機能を十分果たしていない

のではないかと思います。多くの市や町が公立の図書館を持っており、住民の知的要求に応える役割を果たしているのではないのでしょうか。

図書館は誰もが平等に知識や情報を得られる知的インフラとして機能をしております。経済的な格差に関係なく学習の場を提供し、人々の生涯学習や地域社会の課題解決を支えるために不可欠な公共施設と考えます。その役割として、1つ、知る権利と情報格差の是正、2つ目に、生涯学習と個人の成長の支援、3つ目に、地域社会と課題の解決、4つ目に、信頼できる情報のナビゲーター、主にこの4点が挙げられていると思います。

それでは、質問に移ります。

小学校、中学校、ネイブルの図書コーナーの年間の最新の利用状況と司書の配置状況はどのようなになっていますか。また、郷土資料館の利用状況、展示状況も併せて説明を求めたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

おはようございます。土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和7年度の図書室の本の貸出状況でございますが、まず、小学校です。年間の貸出数4万8,416冊、中学校2,241冊、それから、ネイブルの図書コーナーですが、1万4,892冊となっております。

それと、司書の配置状況です。小学校、中学校とも司書が1名、こちらは学校図書司書ではなくて、正式な司書免許を持った司書が各1名、それと、ネイブルの図書コーナーについては司書補の方が1名いらっしゃいます。

それから、郷土資料館の利用状況でございます。こちらについては、年間10名の利用がっております。展示につきましては、昨年度から教育支援センターを設置したことに伴いまして、特に貴重な資料を中心に展示しております。展示スペースのほうは減少はしておりますが、古文書ですとか古銭、狛犬、それから、明治・大正時代の教科書類等は常に閲覧できる状況となっております。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土淵茂勝議員

それなりに利用がされているというふうに思います。

次に、図書館の建設場所として、解体が予定されているB & G施設の跡地利用が検討できないか、あわせて、郷土資料館を併設するよう提案をしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の図書館の役割については、全く同感でございます。個人的に江北小・中学校時代は学校図書室に大変お世話になりました。週に二、三回は2冊ずつ借りて帰って、本当に読書に親しむ機会をもらったと思います。私がこの場に立っているのは本当に図書室のおかげだと感じているところです。

図書館につきましては、図書館法第2条におきまして「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されております。また、同法第10条によりまして「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」とされております。蔵書数などの基準はございませんで、図書館、図書室は自治体で決めることができとなっております。

まず、ふれあい交流センターネイブルの図書室でございますけれども、建設当時のことを聞いてみますと、財源の関係で図書館と名のすることができなかったというふうに聞いております。複合施設の中にある図書コーナーとしてスタートしたと聞き及んでおります。

私自身、実質的にはしっかりと図書館機能を果たしていると感じておりまして、ネイブルの図書コーナーの利用促進を図ることがまず先決ではないかと考えております。例えば、今年から貸出冊数を5冊から10冊に増やしていただきましたし、いろいろ利用促進に向けて指定管理者であるS.Kさんのほうも検討をされているようです。

今後はお勧めの本や、あるいは駐車場の利用条件など、町民に改めて周知いたしまして、指定管理者と連携して図書室の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

御提案の町立図書館の建設、設置につきましては、これらの延長線上で利用者が増えまし

て、混雑して施設が不足するようになった段階で初めて、拡充の必要性について検討すべきことと考えております。

なお、御提案にございましたB & G施設の廃止、解体につきましては、現在、引き続き検討中であり、決定事項ではございません。今後の利用計画についても今後検討していくこととしておりますので、御承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

町長の答弁も後でいただきたいと思います。

今の答弁、十分役割を果たしているということは私も分かっておりますけれども、町民の方からは、やっぱり蔵書の問題とか、そういう問題で、例えば、小城のドゥイング三日月の図書館、それから、武雄の図書館なんかを利用されている方が結構おられるということですね。そういう意味では、本格的な町立図書館というのがやっぱり必要じゃないかと思います。

そこで、この図書館の役割をもう少し理解する上で、資料として皆さんの手元に出しております。1つは、これは赤旗の日刊紙の記事ですけれども、2026年5月8日に「パレスチナ・ガザ地区ガザ市に4月、図書館が開館しました」と、こういう中身の報道なんですけれども、「この図書館の共同創設者の一人で、作家・詩人・薬剤師のオマール・ハンマド氏（30）に設立の経緯や思いを聞きました」と。この記事は非常に大事なので、少し紹介しますと、この記事ですけれども、図書館の共同創設者、オマール・ハンマドさんのインタビューでお話しされたことなんですけれども、「イスラエルによるジェノサイド（集団殺害）が続く中、図書館設立までの道のりは、死と隣り合わせの長いものでした」と。「本を背負いながら13回以上も避難を重ねました。炎と瓦礫の中から本を救い出したりもしました。本は私の魂の一部。友人の協力を得ながら、自分の子のように守り続けてきました。4月21日、ついにガザ市に図書館が開館しました」、こういうふうに語っておられます。

現在、ガザの保健省の報告ですけれども、今ここで亡くなられた人数というのは7万5,000人に上っております。また、そのうち子供が1万人という本当に残酷な状況があると思います。

引き続きオマールさんの話をしたいと思いますけれども、「イスラエルはガザ地区の87以

上の図書館と、ほぼすべての大学を破壊しました。新図書館は、こうした「スコラスティサイド」（教育破壊）に対抗するために設立されたのです。教育機関を失った人々に、読書と研究の場を提供することを目指しています。避難初期のコレクションは70冊程度でしたが、市民の協力や寄贈もあり、現在6000冊以上に増えています」。最後のところですが、本人の言葉ですね。「空爆の脅威が今も続く中、図書館は開いています。破壊と灰からよみがえり、戦争で消されようとした思考と記憶を蘇生させる新図書館に、私たちが付けた名前は、そう、「フェニックス」（不死鳥）です」と、こういうふうに話しておられます。

もう一つの記事も同じ新聞赤旗日刊紙の5月19日付の記事ですが、これは5月14日、15日に福島県矢祭町というところで自治体フォーラム分科会が行われました。ここでの報道ですが、全国小さくても輝く自治体フォーラムということで、矢祭町の緑川宏子館長がまず言われていることですが、「本は人と人をつなぎ、心を豊かにする。住民とともに図書館を守りたい」と、こういうふうに語られております。この図書館の名前が振るっているんですが、もったいない図書館と、こういうふうにつけられております。

この経緯をもう少し話しますと、矢祭町は人口約5,000人の町ですが、「2001年に『合併しない宣言』を掲げましたが、2005年の町民アンケートでは町内にはない図書館の開設を求める声が相次ぎました。財源不足の町が全国に図書の寄贈を呼びかけると約40万冊が寄せられました。そこで、老朽化した武道館を改修して07年に図書館を開館」。いわゆるもったいない図書館の名前の由来ですが、ケニア出身の環境保護活動家でノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさん、この方がもったいない運動というのをしていたんですね。それにちなんだということです。

今お話ししましたように、「寄贈図書のみで開館した例は全国でも珍しく、開館準備には司書資格を持つ町民ら42人以上が半年間ボランティアで参加して図書の整理や清掃、データ登録に取り組みました。現在の蔵書は約48万冊。町は毎月第3日曜を「読書の日」と定め、地区公民館への図書配布や「子ども司書」制度など、読書推進にも力を入れています」、こういうふうな記事です。

そこで、この図書館について町長の認識をお伺いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、土淵議員から図書館について御質問をいただきました。先ほど来、御質問いただいていますけれども、基本的な考え方は私は土淵議員と一緒にだなというふうに思っています。

図書館というのは知の拠点という言われ方をします。もちろん本を読むという機能だけではなくて、本来であれば、レファレンスとか、また、そこでいろんな学習機能というんですか、そういうのも備えた、まさにその自治体のいわゆる知の拠点というふうに言われています。

県内20市町ありますが、いわゆる図書館と言われるものがないのは今は3自治体しかないそうです。もちろん江北町も入っているんですけどね。吉野ヶ里町と大町町と江北町だそうです。これは教育委員会が調べてありますから、そうなのでしょう。

そもそもの話でいけば、図書館と図書室はどう違うのかというのが、今申し上げた17市町には、いわゆる図書館というものがあるということですけど、手元の資料だとそれぞれの蔵書数なんかがよく分からないんですけどね。それと、単独の施設なのかどうなのかとか、正直、江北町は図書館がないもんねというようなことで引け目を感じるぐらいだったら、先ほどの整備のいきさつはいろいろあったかもしれませんが、仮にもし今のままででも図書館という標榜ができるのであれば、図書館にしたほうがいいなというふうに思います。さっきの話でいけば、条例が要るのであれば条例をつくらばいいわけですね。もう一つは、人的な要因があるのかどうなのか。司書補が今いるそうなんですけど、それが司書がいらないといけないということであれば、当然そういう配置ということについてもやぶさかではありません。

なので、まず、ぜひ教育委員会には図書館と図書室の違いとか、ほかの市町でいわゆる図書館と言われているものがどんな図書館なのかとか、図書館の要件というんですかね、やっぱりそういうものをまず確認してもらいたいなと思いますし、言ってみればネイブル図書室の図書館化というんですか、そういうことは恐らくそう難しいことじゃないんじゃないかなというふうに思いますし、少なくとも今のままで図書室が図書館になることで、江北町には図書館がある意味できたと。それに伴って幾つか充実させるものがあるとすれば、やっぱりそれを皮切りにやる必要があるかなと思います。

先ほど資料館のお話であるとか、新たに建設という話については別に議論をする必要があると思いますけれども、今、御存じのとおり、相互貸借というのができるんですよね。だから、借りると読むということだけでいけば、必ずしもその図書館に蔵書をしなくても、今は県内——全国もなんですかね、ネットワーク化されていますから、当然、近くの図書館で

借りることができるということでもありますから、スペースが要るのかどうなのかとかいうことは別の議論として、先ほど申し上げたように、県内20市町のうちで、いわゆる図書館がないと言われてしまわないためにも、まずはやっぱり今のネイブルの図書室の図書館化というんですか、その要件みたいなことを教育委員会でぜひ考えていただければいいなと、まずはそれをスタートにしたほうがいいかなというふうに思います。

先ほど御紹介いただいたガザの図書館は存じ上げませんでしたけど、矢祭町はよく存じ上げております。さっき御紹介いただいたように合併しない宣言というものをされて、積極的に単独運営を選ばれた町としてよく知られておりますし、先ほど御紹介いただいたような図書館の名前であるとか、先ほどのイベントというんですか、フォーラムの開催なんかも、やはりそういう考えを貫いておられるなというふうに思いますし、同じように単独運営を行っている町でもありますから、全国にそういうところがあると思います。小さいからというのは私は言い訳だと思います。そうやって単独で運営をされている町でも図書館を持っておられるところがあるわけですから、ぜひそこは教育委員会にしっかり研究をしていただいて、できれば早めこういうのは結論を出したほうがいいと私は思っております。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

江北町は歴史も自然も本当に豊かなところだと思います。だから、町立図書館の位置づけなんですけれども、もちろん今のネイブルの図書室を広げるという考えもあります。それはそれでいいと思うんですけど、やっぱり町民が集う図書館というものの発想が私は必要じゃないかなと。その点では、町長も御存じだと思いますし、皆さんも御存じだと思いますけど、蔵書と利用が日本で一番なところは基山町の図書館ですね。私はすばらしいと思います。そうということです、その町特有な図書館づくりをするということで、必ずしもB&Gの跡地でなくても私はいいと思うんですよね。しかし、やっぱり江北町らしい図書館をつくるということで、私が今新聞記事で紹介した考え方とか本の集め方ですね、私は本集めが一番大変だなと思ったら、矢祭町が寄贈でつくったというので、すばらしいと思いました。ぜひそういった発想も含めて、町民図書館、町民が集う図書館をつくっていただきたいということをお願いして、次に進みたいと思います。

○井上敏文議長

次へ行ってください。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

国民健康保険制度についての質問ですけれども、今回、子ども・子育て支援の一環として、18歳未満の加入者からは均等割額を取らない、ゼロにするという方針が国から出され、令和8年4月1日から実施されております。既に専決処分という形で、今議会に議案が提出をされております。これまで私も議会で取り上げたことがあります。ほかの市町でも単独で軽減措置として実施されているところもありました。

国がこの方針を出した背景には、収入のない子供に均等割額がかかるのはおかしいという国民の声に押されたものではないかと思います。問題は、その財源を国保や後期高齢など全ての被保険者に求めていることです。私はその財源は公費負担とすべきではないかと考えております。

お尋ねをいたします。

国保で今回の18歳以下の均等割額がゼロになる、その場合の所得割や均等割、平等割はどういうふうになるか、そのことを健康福祉課にお伺いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

おはようございます。土淵議員の御質問にお答えいたします。

本町の国民健康保険税における子ども・子育て支援分につきましては、所得割0.24%、均等割額1人当たり1,100円、平等割額1世帯当たり700円としております。このうち、均等割につきましては、18歳に達する日以降最初の3月31日までの子供について全額軽減としております。

本町の子ども・子育て支援分の税額につきましては、所得割額が約250万円、均等割額が約167万5千円、平等割額が約70万5千円となり、総額では約488万円となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっと制度が複雑になってきておりますので、そこで、聞きますけれども、これまでも就学前の子供たちは公費で均等割がなくなっているというふうに思います。

そこで、今回、18歳以下、小学生、中学生、高校生ということになりますけれども、江北町で対象になる人数をそれぞれ分かれば、小学校、中学校、高校、お知らせいただきたいと
思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

土淵議員の再質問にお答えいたします。

本町の令和8年5月末現在の被保険者数は1,681人となっております。このうち、年度内に18歳未満の方が169人となっております。小学生から18歳までが131人、未就学児が38人となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

18歳以下は分かりましたけど、小・中学校ではちょっと分からないということですかね。それは今答弁ができなければ後でも結構です。小学校、中学校で何人いるのかね。今答弁できますか。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いします。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

土淵議員の再質問にお答えいたします。

小学生が70名、中学生が32名、高校生が29名となっております。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

先ほども言いましたけれども、大きな前進だと思うんですね。問題は、財源だと思えます。その財源、先ほど488万円が合計で増えると。これは保護者負担ということになると思

います。

本来ならば、就学前でやったような公費負担、これを国がやるべきだというのが、私は在り方としては当然だと思うんですね。保護者に負担をさせて子供たちの均等割を少なくするというのは、ちょっと本末転倒だなと思います。これはもちろん国の制度ですから、町でどうのこうのということは言えないと思いますけれども、そのことを指摘しておきたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、社会保険、被用者保険加入者には、けがや病気で働けなくなった場合の傷病手当金や、出産前後の休業期間の収入減を補う出産手当金が支給されます。しかし、家族経営農業者や個人事業者、小規模事業者、フリーランスなどが加入する国民健康保険にはこれらの手当がありません。こういう状況から、子供を産み育てる権利、生活の安定に関わる重大な人権上の課題として、その創設を求める声が上がってきております。

令和12年度には国保の県一本化が決まっております。それに合わせて、県や国が制度創設を進めるように求めてほしいと考えますが、健康福祉課長、また、町長の認識を伺います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

傷病手当金、出産手当金ともに、県内で独自に制度化し、支給している自治体はなく、任意給付の手当をどう扱うか整理する必要があります。また、現在、令和12年度の佐賀県での国保一本化を控え、保険料算定や資格、給付、保健事業を県内同じルール、メニューで行うことになります。

傷病手当金は新型コロナウイルス感染症対策におきまして、国の財政支援の下、特例的に支給をしておりましたが、佐賀県国保一本化に向けた資格・給付部会において協議が行われた結果、傷病手当金については保険税負担の増額につながることから、現時点では支給しない方向で整理がされており、出産手当金についても同様であります。

県一本化に向けた県全体の協議結果を踏まえて対応すべきものと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、土渕議員からは国民健康保険制度について2番目の御質問をいただきました。

御存じのとおり、今、我が国では大変急速に少子化が進んでおり、それに伴って人口減少も大変急速に進んでおります。つい先日も出生数過去最少と書いてあったのですかね。1.16だったと思います。そういうニュースが飛び交ったりしておりましたし、一方で、高齢化も進む中で、やはりこの国民健康保険制度というものを持続性ある制度としていかに維持していくかということが、今、一番大事な課題であるというふうに認識しております。

よく言われるように、以前はみこし型から騎馬戦型、そして、肩車型みたいな、そういう言われ方もしておりますけれども、やはり持続性ある国保制度ということの中で、今、国では全世代型社会保障とか、また、今回御質問いただいているような子ども・子育て支援金制度などが導入されたというふうに思っております。

そういう中で、我が町の立場で申し上げれば、まさにそうした持続性ある国保制度に向けて、平成30年ですかね、国保の広域化がなされまして、先ほど課長も申し上げましたように、いよいよ令和9年度からは今度は一本化が始まるというような段階に来ています。飛行機でいうと、いよいよ着陸体制に入りましたということだと思います、平成30年の広域化がですね。今やっと地面に着いて、これからしっかり、言ってみれば着陸できるまでが、やはり令和9年度から一本化が令和12年度まで行われるということだと思います。

ですので、やはり町としては、まず、一本化をほかの市町と連携して実現させるということが最重要課題だというふうに思っております。その上で、あえて今回、今おっしゃったようないろんな制度の創設ということですけど、なかなか一本化そのものも、市町によって事情が違うものですから、正直、ここに来て、いろんな意見がやっぱり出ております。ですから、せっかく定められた一本化の道を邪魔するようなことはできないというふうに思っておりますけれども、ほかの市町の首長さんともお話しさせていただく機会はあるものですから、ぜひほかの首長さんとも意見交換をさせていただきたいなと思っております。

さらに言うなら、ぜひ土渕議員におかれましては、先ほど申し上げたような全世代型社会保障とか、子ども・子育て支援金制度も含めてですけれども、これは国の制度なものですから、ぜひ御党においても国政の間でもしっかりと御主張いただけたらいいかなと思います。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

町長の答弁、御党と言われましたので、もちろん御党は頑張って、そういう方針で今出しております。だから、私が認識を問うたのは、社会保険にあつて国保にない。それは国保にあつて後期高齢にない。今回、人間ドック、脳ドックを実施されるという画期的な方針を出されました。これはやっぱり考え方の問題として、ぜひ社会保険で出されているのを国保でも出してもらおうと。これはできれば、そのほうがいいわけですね。問題は、国の財政の在り方です。一言言いますと、防衛費にたくさんのお金を使うんじゃなくて、これを福祉に使えばできることだということを述べて、質問を終わりたいと思います。

では、質問を終わります。

○井上敏文議長

6 番土淵茂勝議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時40分。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

7 番池田和幸議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

7 番池田和幸です。これより一般質問を2問行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 問目、町営タクシーの運行状況と課題は。

町営タクシーの運行が4月1日から始まりました。県内の自治体では初めてとなるタクシー事業です。事業の目的は、移動手段を持たない方の日常生活の移動手段を確保するものです。対象者は65歳以上で運転免許や車を持たない方です。

質問に入ります。

1 つ目、登録者数は3月末時点で124人と聞いていましたが、4月末時点の登録者数は、2 つ目、運行範囲は町内限定ですが、4月の運行時間と運行距離は、3 つ目、利用は月8回

までですが、利用者1人当たりの月平均の利用回数は。

以上、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

4月末時点の登録者数については152人となっております。ちなみに、5月末時点の登録者数を申し上げますと、163人ということでございます。

また、4月の運行時間と運行距離ということでございますけれども、運行時間については64時間、192回運行をしているところでございます。運行距離については1,943キロメートルとなっております。

それと、利用者1人当たりの月平均の利用回数ということでございますけれども、約3回ということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、ここで再質問したいと思います。

町のホームページに掲載しているビッキー号のQ&Aには、「大きな荷物を積むことはできますか」の質問に、「運転手が荷物の積み下ろしを手伝うことはできません」とあります。同僚議員の質問に、町長は住民のニーズに全て応えられるとは思っていないと言われています。一般のタクシーみたいに積み下ろしを手伝うことはできないのか、例えば、要請があったときにどうされるのか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

大きな荷物の積み下ろしについてということでございますけれども、基本的には自力で乗降ができる方ということでお願いをしているところでございますので、そちらを記入してい

ますけど、運転手は御要望があれば可能な限りお手伝いできることはあると思いますので、そちらのほうはしていただいているということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

今していただいているということでしたけれども、やっぱり町営タクシーを使う町民の方の中には、足腰不自由な方とか、そういう方がいらっしゃると思います。そういうときにやはり町営タクシーを利用されるような仕組みは必要じゃないかと思いますので、今後、今、課長が要請があればされていると言われましたので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、次に行きます。

4 つ目、公募で集まった運転手 6 人とオペレーター 1 人の体制で運営されていますが、運行前の運転手の体調チェック等はどのようなことをされていますか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

運転手の体調チェック等についてということでございますけれども、町営タクシーの運行前の運転手の体調チェック等については、無償運送でございますので、法的な義務等はございませんが、運行の前後には各運転手が発熱やせきなどの症状がないか、疲労やアルコールが残っていないかなど、当日の体調等についてオペレーターに申告をして、あわせて、呼気アルコール検知器により確認を行っているということで、そのような確認を行った上で運行業務に従事をしているということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

5 番目の質問です。町は民間事業者と共存共栄していきたいと言われていますが、民間事

業者と運行開始前に話し合いは行われたのか、また、今後の運行計画等について具体的な意見交換はなされたのか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

民間事業者さんとの話し合いや意見交換につきましては、本年4月1日の運行開始以前、令和7年度において佐賀タクシーと3回、杵島タクシーと4回行っております。また、令和8年4月22日に開催をいたしました第2回公共交通会議におきましては、池田議員をはじめ、関係者の皆様にお集まりをいただいておりますけれども、この会議の中で町営タクシーの現状報告、そして、今後の運行計画等についての御説明をさせていただいております。

これを踏まえまして、杵島タクシーをはじめとして、新たに委員として御参加をいただいております大町観光タクシー、キングタクシー、こうほく移動支援チームの代表の方からもそれぞれの御意見をいただきまして、意見交換をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、再質問ですけれども、今、タクシー事業者との話し合いは行ったと。杵島タクシーさんは4回されたと言われたんですけど、私が杵島タクシーさんに聞いたところ、地元のタクシー事業者からの話では、構内タクシーを行っていたタクシー事業者が撤退した後、今後の町の地域交通等のことで意見交換が何もなかったと聞いています。町営タクシー事業も表明された中で話し合いが持たれなかったのはどうしてでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

町営タクシーにつきましては、江北町が今掲げております新しい時代の新しい仕組みづくりの一つであるという位置づけをしております、やはりこれからさらに進むであろう高齢化、また、人口減少の中で、住民の皆さんの移動手段をやっぱりどうやって確保していくか

という、言ってみれば今の時点での江北町の最適解であるということも多分どこかでも申し上げたというふうに思います。

町営タクシーそのものについては、今回、議会の冒頭でも私なりの考え方を申し上げました。町営タクシーそのものの存在というのは、やはり住民のニーズと、また、民間の事業者などのサービスのはざまを埋めるものだという位置づけをしておりますというふうに申し上げました。住民の皆さんのニーズということで考えた場合には、毎日毎日タクシーを使うようなことは大変経済的にも負担が大きいということもありますし、今度、タクシー会社さん側からしても、やはり今から住民の皆さんが減っていく中でどうやっていくかということの中で、ここの間を埋める存在だというふうに申し上げたと思います。

少し経過を御説明いたしますと、我々が町営タクシーそのものの検討を始めたのは2年前になります。2年前はどういう状況だったかということ、町内で運行をされておりました2社のタクシー会社、名前はあえて申し上げませんが、先ほど課長が申し上げた2社さんであります。それぞれがこれからの継続が難しいという意向を町にお示しになっておられました。そういうことになると、どちらが先かは別として、2社とも廃業、または撤退ということになりますと、やはり町内にタクシーというドア・ツー・ドアのサービスそのものの事業をしていただく事業者がなくなるということなものですから、ですから、ほかの市町がやっておられるようにタクシー会社に委託ということが難しいもので、それであるならば、町が直接タクシー事業を行う必要があるんじゃないかということで検討を始めたのがスタートです。

ですから、まさに一番最初から町営タクシーというふうに申し上げたのは、私からすれば、市営バスがあるんだったら町営タクシーもできなくないじゃないかというのがスタートでした。ですから、最初はまさに江北町がタクシー会社をつくるかのように、タクシー事業そのものをやるつもりで検討を始めたんですよ。ただ、実際、江北町がいわゆるタクシー事業、有償運送をするためには国の認可が要ると。そして、その認可を受けるためにはいわゆる地域公共交通会議を開いて、そして、特に今回はタクシー会社さんということだと思いますけれども、利害関係者の了解を得ないと江北町が有償運送することができないということでした。さっき申し上げたように、そもそもがタクシー会社がこれから将来的には廃業、もしくは撤退を検討しているということだったから始めたわけですが、実際、我々が、それなら有償運送で町がやろうと言った途端とは言いませんけど、ある会社は、それだったら、

町がやるぐらいだったらタクシー会社に補助をしてくれというようなことを言われたりして、なかなか江北町として有償運送をするというめどが立たなかったんですね。例えば、太良町さんなんかはタクシー会社に補助をされていますけれども、2,500万円ほどタクシー会社に払ってはおられますけど、結局、住民の皆さんが払うのはタクシー料金なものだから、それだったら、やはり町がすることによって安価にということですかね、利用できる形がいいだろうということで、タクシー会社に対する補助ということはいたしませんでした。それがちょうど今から半年とは言わないですね、昨年度の前半のところで判断をして、このまま有償運送を検討していても恐らく実現は難しいということで、ちょうど昨年10月から今度は無償運送に切替えをしたということであります。

その後に、ちょうど年末だったと思いますけれども、駅の構内タクシーをされている事業者さんから実際撤退という申出がありました。

もう一社の町内の事業者さんについては、先ほどから申し上げているとおり、以前から廃業を考えているということではありましたが、言ってみれば先に構内タクシーをされていたタクシー会社さんが撤退をされたものですから、そこはやはり町内の事業者さんの責任感だと私は思いますけれども、そういうことであるならば、その構内タクシーをやっぱり町の事業者が担う必要があるということで、言ってみれば廃業を取り消されてというか、検討されていたのをやめられて構内タクシーを今やっただいていてということですし、先ほどあったように、町外のタクシー会社さんも構内タクシーには御協力をいただいているということです。

そもそも構内タクシーというのは町が決めているわけじゃないんですね。あれはＪＲさんがＪＲの敷地に入るタクシー会社を限定することによって、言ってみればそこから手数料みたいなものを取る。また一方で、タクシー会社さんはそうやって、ある意味、独占的に構内に乗り入れをされるというメリットがあるということの中で、今まで構内タクシーというのがあったわけですね。ところが、今は駅の利用の仕方も大分変わって、なかなか構内タクシーの指定を受けているというメリットがないからこそ、うまみがなくなったからだと思いますけど、タクシー会社さんも撤退されたわけですけど、そこに今回、町内のタクシー会社さんが乗り出していただいているということです。

ＪＲさんからもお話がありました。町で何とかしてくれと言われたので、いや、それだったら構内タクシーを廃止したらいいじゃないですかと。フリーにされれば、お客さんがいる

んだったらいろんなタクシー会社さんが来られるんじゃないですかねというふうなことを言いましたし、それについては町内のタクシー会社さんも多分御存じです。その中で、ただ責任感からこうやって構内タクシーに乗り出していただいたというのは大変ありがたいと思っています。だからこそ、先ほども荷物のお話とかいろいろありましたけれども、我々は無償運送ということでやっておりますけれども、町内外のタクシー事業者さん、また、今は助け合いで活動をされているグループもあります。やはりそういうところと協調、連携をしてやるということですから、今もなお江北町がタクシー会社をつくる、そして、有償運送を今の時点で考えているわけではありませんので、おのずと制限はかかってきます。ですから、利用登録の条件も65歳以上で車が運転できない方、そして、月8回まで、エリアも町内、そして、駅の乗り入れもしないということもお約束しております。そういう一定の制限をかける中で町営タクシーとしてやらせていただくということです。

さらに申し上げれば、先ほど申し上げたように、もともと廃業を予定されていたものですから、それであるならば、江北町が実際町営タクシーを有償運送でするときにはぜひ江北町の町営タクシーに協力をしていただきたいというお話まで実はさせていただいていたんですが、申し上げたように、最終的には構内タクシーが撤退をしたことによって営業を継続もしていただいていますし、結果、我々としても今までの経験を活用させていただくということにはなっていないんですけれども、そういう意味では、先ほどどこどこタクシーとは3回、どこどこタクシーとは4回協議しましたと課長が言いましたけど、そんな3回とか4回とかいう数で言えないぐらい、これまでまさに伴走して一緒にずっと進めてきたんですよね。ただ、最後の構内タクシーの撤退によって、うちも無償運送ということを選びましたし、町内のタクシー会社さんも事業の継続ということを決めていただいたということですから、決して連絡が、意思疎通ができていないとかいうことではなくて、今の江北町の状況に応じてそれぞれが判断させていただいているということなんです。

今年になって地域公共交通会議も開きました。正直言うと、有償運送を想定していなければ地域公共交通会議を開く必要はないんですよね。国が言う地域公共交通会議は、まさに利害調整のための会議ですから。でも、そうではなくて、まさにそういう江北町の地域公共交通のプレーヤーが一堂に会して情報共有をする必要があるだろうということで、これからは別の意味で、そういう情報共有の場として地域公共交通会議をやっていききたいというふうに思っているものですから、ある意味、開く必要はないですけども開いていますし、本来で

あればプロでない、例えば、移動支援チームなんかの皆さんが地域公共交通会議に入るということは普通は想定されていないんですよ。でも、今回はきちんと入っていただいて、そして、その中で町のこれからの地域公共交通を考えるという体制はできたかなというふうに思っておりますので、少なくとも話がなかったとか話し合っただけでなかったということはないというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

今、話合いはなかったことはないと町長は言われたんですけど、実際、私が聞いたのは、課長のほうにちょっと聞きたいんですけど、やっぱり課長の係の中で話合いがなかったんじゃないかなと私は思います。地元のタクシー事業者本人さんからの話の中で、町長が言われたとおり、4月前までは話合いをずっとやってきたということでしたけれども、町営タクシーがいざ決まった後にはそういう共存共栄というような話がなかったということを知っていますけど、その辺はいかがですか。

○井上敏文議長

4 月以降。（「4 月以降やなくて撤退後」と呼ぶ者あり）

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

運行開始前、年明けというようなことでよろしいでしょうか。具体的に来ていただいてお話をさせていただいたということはありませんけれども、担当のほうとはお話をさせていただいていると思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

課長は、思いますじゃ、やっぱり答弁じゃないですよ。私が聞きたいのは、何月何日にちゃんと話合いをしたというようなことを言うのが答弁じゃないでしょうか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

年明けてからの協議というのは、来ていただいてから正式に何月何日にということではありませんけれども、年内、11月17日、7年11月17日においては事業所の廃止に伴う事業継続を決断されたということでございますので、高齢者向けの交通支援事業は町の最重要課題ということで認識を共有させていただいて、町営タクシーと共に共存していく意向を示されたというような認識をしております。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

町外の既に撤退されたタクシー会社さんは別として、町内のタクシー会社さんについていえば、日常的にいろんな江北町の考え方であるとか、また、その考え方を決めるに当たってもいろんな御意見もいただいておりますし、また、御自身のいろんな、ある意味、人生感とか職業感とかにも関わることだから、廃業するかどうかとか、そういうところまで逆に言うところまで共有をさせていただいて進めさせていただいているものですから、もちろん池田議員がそういうふうにお聞きになられたということではあるのかもしれませんが、私は直接いろんなお話をさせていただいていただけないと言われていたとかいうと、そうかなと、つい思わざるを得ないんです。

時点だけちょっと確認させていただきますと、先ほど申し上げたように、江北町が無償運送に切り替えたのは後半、10月からなんです。9月の時点で、そこはもとよりミットを決めていました。半年間で有償運送のめどが立たなければ無償運送に切り替えようと。10月の時点で無償運送を町としては決めたわけですよ。当然、それについても御存じでありました。そして、今回、先ほど課長が言ったように、構内タクシーが撤退されるに当たって事業を継続されるというふうにお話を聞いたのは11月17日なんです。ということは、当然、我々が無償運送をするということは前提でありましたし、その中で、今回、継続をされるということを決めていただいたということだと思えます。

ですから、中には言ってこなかったと言う人もいます。でも、そうじゃなくて、お互いで話を進めているわけですから、仮に何か疑問があったり、意見があったり、伝えたいことがあれば、お互い多分言える関係だったはずなんですよ。ですから、そうは言いながらも、実際、構内タクシーを担っていただくというのは恐らくなかなか大変だと思います。ですから、それにはもちろん我々も感謝しつつ、また、構内タクシーだけやっていただいているというつもりもないものですから、繰り返し言いますが、やはりそういう民間の事業者さんの活動を尊重、また、一緒に協調、連携してやるという姿勢でこれからもやっていくということしかないと思っています。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

もう少し詰めたんですけど、時間がないので、モニターで別の観点から質問します。

（パワーポイントを使用）これは鳥取県江府町というところで令和3年4月1日から江府町営タクシーが運行開始されています。そして、その江府町の町営タクシーは町営バスの運転手が兼任して、新たに江府町営交通として運行しています。江府町営交通は江府町が運行管理をし、自家用有償旅客運送の市町村制度を活用して江府町を区域運行していますということで、あくまでもタクシー会社に町が委託している事業です。

タクシーを呼ぶとき、タクシーに乗るとき、タクシーから降りるとき、町が出している助成額を差し引いた金額、例えば、メーター料金でいけば550円以上3千円以下の場合は500円を超えた額とか、そういう形で町がタクシー会社に町営タクシーとして委託をしているという事業です。

そこで、再質問したいと思います。

鳥取県江府町のタクシー利用者補助金制度を説明しましたが、我が町で地元のタクシー事業者とこのような制度に対しての話し合いはなかったのか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから繰り返し申し上げておりでありまして、町内のタクシー会社2社に、1つは会社組織ですけどね、撤退というようなことを以前からお話をされておりましたし、御

存じのとおり、もう一社は個人事業ですよ。ですから、ちょっとこういう言い方をするとよくありませんけど、タクシー会社がそうやって町のサービスを全部受けていただけるぐらいでやっていただけたところがあれば、ある意味、それでも構わないというふうに思いますが、そもそものスタートが違うものだから、だから、以前、議会のほうで視察に行かれた北海道の増毛町、あそこも町営タクシーをやられているんですよ。あそこは逆に全部職員でやっているんです。江府町、実はよく存じ上げています。今、白石町長だと思いますけれども、ここも鳥取の山の中なんですよ。ですから、言ってみれば北海道の増毛町とか鳥取の江府町のように、ほかの隣の町とは言ってみれば隔絶された中で何とか地域公共交通を維持するというので、江北町の今の状況からすると、さらに深刻な状況なものですから、増毛町はタクシー会社がないので、町でするしかない。江府町が委託されている会社は江府町内のタクシー会社じゃなくて、恐らく近隣のタクシー会社に委託をされているんだというふうに思います。

それで、江北町としては、先ほど申し上げたように、まだそういう状況までにはないので、既存のタクシー会社さんとは共存共栄をして、そこでカバーできないところを町がやりましょうというふうになっているものですから、今回、池田議員の御質問が町営タクシーとはいえ、無償とはいえ、やっぱりタクシー会社並みのサービスをしろというふうにおっしゃっているのか、逆に、そうやって町内にまだタクシー会社があるのに、あまり江北町町営タクシーが、それこそタクシー会社と見まがうばかりのサービスをやるのは違うんじゃないかという、ちょっとどっちのお立場でおっしゃっているのかがよく分からないんですけど、少なくとも今の江北町の公共交通環境の中でいけば、江北町が今やらせていただいている無償運送である町営タクシーが最適解だというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

私は別に江北町の町営タクシーに関しての反対意見というか、そういうものではありません。町営タクシーに対しては議会もちゃんと承認をしていますし、ちゃんと運行をしていただきたいと思います。ただ、今回上げていたのは、地元のタクシー会社とかに対しての支援というかな、それに対しての目を向けていただきたいなという形で質問をしております。

ということで、さっきの町長の質問に関してはそう答えたいと思います。

次に行きます。

路線バス運行への補助や町内循環バスの業務委託について取りやめを検討すると言われていますが、検討はされていますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

生活交通路線バス運行、そして、町内循環バスのほうの検討はということでございますけれども、生活交通路線バスについては3つの課題があると考えております。1つ目は、補助金が年々増加をしているということ、そして2つ目は、町民の利用が少ないということ、3つ目は、J Rと並行しているということでございます。しかしながら、現在運行をされている事業者様や利用者様がおられることから、慎重に進めるべきものと考えております。

また、生活交通路線バスについては、広域での運行ということでございますので、沿線自治体と協調をしていく必要もございますので、まずは県と今後の進め方や在り方について協議を行っていきたいと考えております。

また、町内循環バスにつきましては、当初、町営タクシーで導入を予定しておりましたデマンド交通においては、全町民の方を対象と考えておりましたけれども、対象者が町営タクシーと重複をしていましたので、その在り方についての検討が必要ではないかと考えておりました。しかしながら、町営タクシーを65歳以上の方を限定として、運転免許を持っていない方、そして、自家用車を保有していない方ということで制限をすることとなりましたし、町内循環バスの利用状況におきましても、現在、令和6年度と比較をしまして令和7年度は利用者数が1.3倍となっております。現状、コロナ前、令和2年度の数値と比較をしましてもそれを超える状況となっておりますので、まだまだ需要のほうはあると考えておりますので、現時点においてはこれまでどおりの運行を継続したいということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

生活交通路線バスの補助については、先ほどあったように、沿線自治体と協調しての補助ということでもあります。ただ、その協調しての補助ということを言い訳に、これまで具体的な見直しをしてこなかったというのも事実であります。ですから、昨年度からは当初予算での計上はやめて、実際、運行年度が終わった10月の後の12月議会に改めて予算として提案させていただくかどうかを判断させていただいているということで、昨年度は12月の補正予算で提案をして、最終的には可決をいただいたということです。

ほかの市町はそこまでぴんときていないものだから、何を江北町はそんなに騒いでいるのだろうかということではあるんですけど、ただ、今回、当初予算に上げなかったというのは私は一石を投じたんだというふうに思います。その後、ほかの首長さんから何で上げていないのかとか、やっぱり一緒にやってくれないととか、そういうプレッシャーも受けながら当初予算には上げませんでしたし、令和8年度も上げておりません。ですから、また最終、今回の運行年度が終わって、検証した上で12月議会ということにはなるわけですが、今回もしっかり運行の実績等も見ながら、最終的に提案するかどうかは判断させていただきたいと思います。

それと、循環バスについては時間帯によって大分ばらつきがあるんです。先日もGM21ミーティングの中で生徒の登校の移動手段について議論が、それは高校だったんですけどね。ですから、中には今、学校の統合に合わせてスクールバスを出したりしておられるところもあります。もう少し循環バス全体としてこのまま維持するというよりは、やはりさっきあったように利用状況が大分違うものですから、そういうところを分析して、必要があれば便を集約するとか、朝夕にするとか、そういうことも考えていいんじゃないかというふうに思っておりますし、今回、検討しているのかという御質問ですから、当然、引き続き検討しておりますということです。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、最後の質問です。

7 番目、こうほく移動支援チームが昨年9月に発足され、活動をスタートされています。また、ほかにも町内の住民による浪花区シニアクラブ、上惣区の移動支援が仕組みを変えて

地域で活躍されています。しかし、今年2月末に大西未来ネットワークの会が解散されています。町営タクシー運行前に移動支援チーム等との話し合いは行われたのでしょうか、また、解散の理由を町は把握されていますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員のただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

町営タクシーの運行開始以前の移動支援チーム等との話し合いについてでございますけれども、大西未来ネットワークの会の方とは公共交通会議において1回、そして、こうほく移動支援チームの方々は定例会によって2回行っているところでございます。また、こうほく移動支援チームの方には公共交通会議のほうにも御参加をいただいているということでございます。

大西未来ネットワークの会が解散をされた理由ということでございますけれども、令和8年2月27日に町のほうへ解散届出書が提出をされております。その際には諸般の事情で2月末日をもって解散されると聞き及んでおります。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから幾つか御紹介をいただいているこうほく移動支援チームであるとか、大西未来ネットワークの会の皆さん方であるとか、ほかにも浪花区シニアクラブ、これは平成31年にできているということだそうです。それと、上惣区でも移動支援、健康福祉課が通いの場の送迎事業をやったのがきっかけで、そうやって区内でのいろいろ協力体制ということは、おかげさまで今こうやって活動をやっていただいているということです。そういう意味では、町全体をエリアとして活動されているのは、こうほく移動支援チームだというふうに思います。

実はこうほく移動支援チームの皆さん方とは、定例会に私もお邪魔して、実は町のほうでも、さっき言った有償運送で予定をしていたんですけども、こういうことで無償運送のほうでいきたいと思っているとか、町のほうではこういうことを考えているので、もしかすると

移動支援チームの皆さん方とそこは重複しますよねと。ただ、それでも町民の皆さん、また、事業者、そして、そういうチームと三位一体で役所とやりましょうという話をしておりますので、定期的に意見交換、情報共有はさせていただいております。

移動支援チームは月2回だけなんです。月2回だけで、あらかじめ登録されている方で、病院か買物という利用目的も実は限られております。一方で、町外まで行くということはあるんですけれどね。ですから、そういう中で、先ほどから言っているように、住民の皆さんのニーズとタクシー会社さんなどの民間のサービスとの間を町が埋めさせていただくという位置づけであります。

それと、大西未来ネットワークの会さんは昨年度で活動停止をされました。2月26日に役員会を開かれて、2月末で解散をするということで実は文書も頂いております。その中では、やはり運転支援者の確保が難しいということとか、町営タクシーが始まるのであれば、そことの保障の内容が違ってくるといようなことが理由に書いてあります。

ただ、大西未来ネットワークの会さんは昨年4月の公共交通会議には来ていただいたんですよ。それも実は異例のことではあったんですけども、ただ、結果的に今年4月まで公共交通会議そのものを開いていなかったものですから、大西未来ネットワークの会さんに対して、そういう意味では、こうほく移動支援チームほどの日常的な情報共有はできていなかったなというのは反省すべきだなというふうに思います。ただ、これまでこうやって町営タクシーの開始まで助け合いの精神の中で活動をいただいたことについては、この場を借りて心から感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

ちょっと時間がないので、最後の質問です。

全体的に言えますけれども、事故を起こしたときの対応と、それから、補償関係を最後にお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

事故の対応と補償。（「議長、時間がありません」と呼ぶ者あり）答弁はできますか。休憩しますか。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

すみません、ただいまの池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

事故を起こしたときの補償についてということでございますけれども、保険のほうを対人・対物無制限ということで加入をしていますので、その旨で対応していきたいと思えます。（「事故を起こしたときの対応。補償と別で」と呼ぶ者あり）タクシーの運転手がということでよろしいですか。（発言する者あり）

対応といいますと、どのような事故の状況かすぐ把握をした上で、それに応じて対応するような形になるかと思えますけれども……（「ちょっと時間がないのでね、後で。次の質問に行きたいと思えます。議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

時間については、今、答弁に時間がかかったので、1分間延長します。7番池田議員。

○池田和幸議員

すみません、ばたばたしましたけれども、質問の2問目、再質問、町道門前～畑川線の道路改良は。

令和7年6月議会で再質問をした杵島タクシーさんから白木酒店さんの間の拡幅工事は、応急的な対策として反射板の設置が行われた。今後については、道路幅員を含めてさらなる安全対策の検討を行っていききたいと答弁されていますということで、まず、モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これが再質問を今している分です。ここのところに反射板をずっと立てていただきました。ただ、いただいただけで、これからのことを今回の質問にしております。

これが逆のほうから見たところですよ。これは反射板になっていると思えます。ちょうど先のほうに見える滑り台があるところは、えいりんじこども園であります。

質問をいたします。

反射板の設置後、どのような検討が行われましたか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

町道門前～畑川線のうち、杵島タクシー前から白木酒屋の前までの区間だと思いますけれども、この間の道路拡幅については、開水路に蓋をして道路を広げるという計画で現在進めているところであります。

課題が1つございまして、開水路の西側に佐賀西部広域水道企業団の水管橋がございまして、この移設がちょっとネックになっておりまして、企業団に相談したところ、水管橋の更新計画につきましては、令和9年度に実施ができるというふうに回答をいただいております。ですので、令和9年度の着手に向けて、現在、企業団と内容の協議を進めているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

これは議員例会のほうで、令和9年度に西部広域水道企業団が水管橋が露出している部分を移設工事として約3,000万円かかるという形で言われています。

ちょっとモニターを。

(パワーポイントを使用) この部分、この一番奥に見えるところが露出しています。そこを替えてされるということでしたけれども、しかしながら、令和9年度に白木酒店さんまで全部行うのか、その辺がはっきり例会のほうでも分かりませんでしたので、9年度までには何もしないのか、それとも、9年度で約50メートルの区間を全部西部広域水道企業団がされるのか、その辺の答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の再質問にお答えいたします。

令和9年度で全てするのかどうかということでもありますけれども、現在、財源も含めて検討をしているところでありまして、財源の内容によっては複数年かかる可能性もありますが、できるだけ早急に進めていきたいというふうに考えております。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

数年かかると言われますと、私もよく分かりません。そしたら、その水管橋のところだけ残してできないんですかね。当然、町の事業として予算を組まないといけないのはよく分かりますけれども、西部広域水道企業団に合わせてする必要があるのかなと思いますので、その辺はいかがですかね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の再質問にお答えします。

水管橋部分を残してということでもありますけれども、先ほど写真にありましたとおり、水管橋は西側の端に露出した形であります。水管橋を残して拡幅しても、露出したところがある限りはなかなか通りづらいのではないかとということでもありますので、水管橋のところを通れるような形にして、白木酒屋のところまで一本で通れるような形にしての整備を考えているということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

ちょっと時間がないので、これはまた私のほうでしっかりと地域づくり課に注文をしたいと思います。やはり数年かかるとかと言われると、地元の方も不安があると思いますので、この質問はこれで終わりたいと思います。

それと、もう一つ質問を書いていたけれども、これはすみません、省略させてもらっていいでしょうか。

○井上敏文議長

はい。

○池田和幸議員（続）

再質問の2つ目、観音下区内で離合が困難な狭い道路への答弁は、具体的な整備検討はこれからの予定と言われています。また、要望に対する回答には、整備方針が決定次第、説明をしたいと答弁されています。

ここもモニターで場所を説明します。

(パワーポイントを使用) ここが狭くなっている箇所の一部です。ガードレールもさびつたようになっています。

それから、ここは反対側から見たところですが、左にある普通の家の路肩に離合するとき上がられて、L字型のところが削れています。

ここも同じような形ですね。これも蓋をすればいいのかなという感じになっています。

これがちょっと先の部分です。奥のほうに見えるのが、大分昔に離合箇所をした場所です。

こちらがその先の部分です。非常に狭くなっていると思います。

こちらが逆から見たところですが、手前に、すみません、ちょっとしか写っていないですけど、ガードレール、ここが前回の質問で町に寄贈された土地でそのままにしてあった部分を、去年、離合箇所をもう一個つくってもらった部分です。

これが先を見たところですが、ここが多分一番狭いのかなと思っております。

それで、質問です。

具体的な整備検討はされたのですか。

4つ目、令和8年度での整備方針は検討されていますか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

町道門前～畑川線でありますけれども、道路の両側に家屋が密集をいたしておりまして、全線の拡幅が物理的に困難であるということでもあります。

特に、観音下区は白石高校生の通学利用で自転車と自動車が錯綜するなど、非常に危険が多い路線という認識であります。当路線につきましては、全路線の拡幅が難しいので、対向車とすれ違える離合箇所を段階的に整備する方針で進めております。昨年度は用地の御寄附をいただきましたので、1か所の拡幅を実施いたしました。そのほかの拡幅可能な用地につきましては、現在、田や畑を利用されているところで6か所ほどが拡幅可能ではないかというふうに考えているところであります。

今後も引き続き地元区長や地権者と連携、協力して、用地の寄附、売却意向があるところから順次整備を実施していきたいと考えております。

次に2つ目に、令和8年度の整備方針ということでもありますけれども、現在、用地提供の意向があるということで、昨年12月に地元区長と、それから、池田議員とで訪問をされて情報の提供をいただいたところでもありますけれども、ここにつきましては、現在、対象地が相続登記が完了していないということを確認しております。そのため、相続人の方に登記の整理をお願いしているという状況であります。また、登記の完了が済みましたら、所有者の御意向もあると思います。寄附をしていただけるのか、それとも、町に買い取ってほしいのかという御意向も確認した上で、速やかに整備費の予算計上に向けて進めていきたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、質問の最後ですね。今言われたことに重複しますが、最後に、観音下区の一部の区間で寄附をされた土地は、現在、離合箇所として整備が行われ、有効に利用されています。地元の方も大変喜んでおられます。地元の要望に対し早急に対応することが行政の務めだと思いますが、いかがですかということで、今、課長が大体言いましたので、最後の質問をします。

これから質問します2か所については、先ほど課長が言われた町のほうで整備していいところ、もう1か所ありますので、2か所モニターで見せます。

(パワーポイントを使用) 1か所がここの部分です。ここの部分を最近、地主さんのほうから、もしよければ検討していただいていいということの了解を得ました。それで、ぜひともその辺はお願いしたいと思います。

もう1か所は、この部分ですね。この部分は先ほど課長が言われたところだと思います。この2か所を8年度にしてもらえれば、非常に住民の方、それから、ここを通る方、今、佐藤食品さんとかSUMCOさんはルートが違うかも分かりませんが、普通一般の方はよくここを通られますので、この2か所については住民の方の了解を得ているということです。

今、示しました写真ですが、土地所有者の方が道路拡幅のため土地を譲ってもいいと言われています。そこで、この場合、今後の対応をどうされるか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど池田議員がおっしゃったように、地元の方の要望に対し、早急に対応することが行政の務め、おっしゃるとおりです。ただ、それは地元の方から言われたことをそのままやることだとは思っていないんです。というのは、できること、できないことがありますし、できても時間がかかることもあります。何が一番問題かという、きちんとすぐ反応しないということだと思うんです。要望しているけど、どうなっているやろうかということをよく言われます。ですから、これは少し難しい問題ですからお時間下さい、いつ頃にはひとまず結論を出せそうですみたいなことをしないから、特に、できないことが、後になればなるほど、今度はできないと言いにくくなるんですよね。それは前から言っているとおりです。だから、すぐできないということと、すぐできないということをすぐ答えないことは別ですから、そこはこれからもしっかり徹底をしていかないと、特に、できなさそうだな、難しそうだなということこそ早めに反応するということが大事だと思います。

ですから、先ほどおっしゃった2か所については今回御提案いただいて、今の話だけだといけそうな気もするものですから、そこは早速お話を聞かせていただいて、できるのかできないのか、できるとしたらどのくらいかかるのかということをお早めにお答えをまずさせていただきたいというふうに思います。

それと、さっきの町営タクシーで私がお答えしていいですか。（「時間が大丈夫なら」と呼ぶ者あり）1分で言います。

答弁にまごつくことで、江北町の町営タクシー、事故対応がまずいと思われるのは非常に心外なものですから。やはりここは我々もプロに倣うべきだというふうに思っています。我々は公用車も持っていますので、そうした中で、当然、事故対応というのもきちんとマニュアルも決めてやっていますが、今回は業務委託で運転をしていただいているので、なおそこは徹底をする必要があると思います。どうしても皆さん人生経験豊富な方なので、その場で自分で解決しようなんていうことは絶対あってはならないと思っておりますので、物損、人身、また、被害のあるなし関係なく、町営タクシーの運行において何か問題が生じたらすぐ役所に電話をして、我々職員が対応するということを改めて徹底したいと思います。

以上です。（「一言いいですか。1分まで」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

まとめてください。7番池田議員。

○池田和幸議員

今回、道路の拡幅について質問をさせていただきました。先ほど町長は、やっぱり話をするのは、すぐに実行するのは十分検討してからということと言われましたが、私もそれは同感だと思います。

先ほど寄附されたというのに課長が7年度にしましたと言いましたけど、3年、4年そのままだったんですよね、寄附されてから。3年、4年、何もされていなかったんですよ。だから、私は一般質問で上げたわけですけども、今回もそういうことがないように、やはり経過は私のほうにも伝達をしていただいて、もしいろんな問題が生じているのであれば一緒に共存共栄していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○井上敏文議長

7番池田和幸議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時42分 休憩

午後1時30分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

8番西原好文議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○西原好文議員

通告に従いまして、2問について質問いたします。今日は傍聴者がたくさんお見えですので、張り切って質問していきたいと思います。

1問目、再度聞く、江北町総合排水計画の取組は。

先月の5月1日から3日にかけて、大雨注意報が出され、今年最初の事前落水の要請が出されております。また、5月13日、14日、15日の3日間、各水系ごとの排水対策連絡会も開催されております。

私は先月の議員例会でもお聞きしております。排水対策連絡会の開催については、急な開催となり、連絡が遅れたことについておわびの電話が入ったほどでした。しかし、今回の連絡の遅れは、私一人がそう思ったのではなく、数名の議員が感じたことですので、今後、執

行部におかれましては前もっての開催の連絡をお願いしたいと思います。

また、この水系ごとの排水対策連絡会は、本来であれば新年度になってすぐにでも開催すべきところを5月中旬の開催となり、毎回、6月議会では同じような質問をすることとなり、執行部の回答は、開催時期の遅れについて謝るばかりの繰り返しがここ数年続いていると思います。さらには、今年は各区の役員改選時期でもあり、役員や係が新しく交代をされていますので、こういった連絡会等は一日も早く開催する必要があったと思います。

それではまず、質問の前にお伺いいたします。

今年、新たに排水対策連絡会に参加されている方の人数が分かればお答えください。よろしくお伺いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

ただいまの西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、先日開催いたしました排水対策連絡会におきましては、議員の皆さんにも御参加をいただき、ありがとうございました。

議員が言われるように、今回、新たにゲート操作を行われる方々がおられるということでございましたので、新年度に入りましてから、4月17日に各水系の代表者と副代表者の方々にお集まりをいただきまして、排水対策協議会を開催いたしました。

その後、議員も御存じのとおり、5月13日から15日にかけて各水系のゲート操作員の皆さんにお集まりをいただいて、排水対策連絡会を開催させていただき、上流から下流までの連絡体制の確認や今年度のゲートの電動化を行う場所の選定などについて皆さんで話し合っただき、意見交換を行ったところでございます。

そして、今年度新たに排水対策連絡会に参加いただいた人数ということでございますけれども、全体で74名おられますけれども、そのうち21名の方に新たにゲート操作員として御参加をいただいているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

本題に入る前に、4月17日に排水対策協議会を開催されております。その後に、一月ぐらいたって、やっと排水対策連絡会が開催というようなことですが、私は前も質問していました。この排水対策連絡会のほうを先に行う必要があるんじゃないかと。何でかという、各水系のいろんな問題が発生したものをくみ上げて、排水対策協議会のほうに問題提起をしたほうがいいんじゃないかというような御提案をした経緯があります。

今後、そういった協議会の見直しをするときには、地元からの要望あたりのくみ上げをした上で協議会の開催を行ってもらいたいと、これは要望として上げておきたいと思います。

それに、今回、74名中21名の方が新たな排水委員といいますか、操作員になられたということですが、何名の方がこの排水対策の理解をされたのか疑問でなりません。それを踏まえて、本題に入りたいと思います。

(パワーポイントを使用) まず、1問目の質問ですが、排水計画の中の排水対策の体系、「流す」についてですが、連続運転と浸水対策の2つの項目から成ります。この計画は、この後、出てきます大きな3本の柱によって、いろんな計画を立てられるわけなんですけど、まず、「流す」の一番上の人員、この内容については、待機室の整備ですとか操作マニュアル作成、これは本町にある6か所の排水機場の対策であり、浸水対策についても排水機場の対策、これは止水板の設置ですとか浸入路のかさ上げだとかいうことですね。これはあくまでも排水機場のことですので、5年の途中まで事業がなされて、既に事業は終わっているんですよ。それがそのままこの計画に載っており、これは何ら動かないと思います。ただ、1つだけ、このモーター化については、今、各地区の排水機場のエンジンからモーター化についての協議がなされているので、新たに期限的にいえば、4年以降も棒グラフが伸びている状態です。ただ、ほかのものについてはもう事業が終わっているんですよ。ですから、そういったものの見直しをする時期じゃないかなと思っております。

事前落水の協議をずっとされます。本来、この事前落水こそ、私は「流す」の項目に入るんじゃないかと思っております。これから先、説明をしますが、まず、令和7年2月に改定された総合排水計画の中についても、「流す」のところに該当するこの赤枠、この部分についてはほとんど「流す」に該当するんじゃないかということで、何でかという、流す作業のことばかりなんです。ゲートの電動化ですとか、そういったことについては、まさしく流すことについての協議なんですよ。本来、排水対策連絡会はゲートの電動化の話だったり事前落水の話だったりするので、流す作業じゃないかということで執行部にお聞き

したいんですけど、この赤枠で囲んでいるところの分については流す作業として捉えられな
いか、お聞きいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日、午前中も三苦議員から事前落水について御質問をいただきました。御存じのとおり、
令和元年、令和3年の大雨を経験して、やはり町として、それこそ新しい時代の新しい仕組
みとして排水の仕組みをつくる必要があるんじゃないかと。それこそ西原議員からも議会を
通じて御提案もいただいておりますし、私自身もそうした問題意識を持っておりますも
のですから、令和元年、3年を受けて、江北町の新しい時代の排水対策として総合排水計画
を策定いたしました。

当時はまだ町の排水計画を策定しているような自治体はあまり多くなくて、江北町の取組
については大変注目もいただきましたし、実はほかの市町から江北町の排水計画を欲しいと
言われたことも何度もあります。ただ、これはあくまでも江北町の総合排水計画なので、そ
うした基本的な考え方は場合によっては転用できるかもしれませんが、やはりそれぞ
れの市町でしっかり考えられたほうがいいんじゃないですかという言葉も添えて提供はして
おりました。おかげでといひましょうか、結構、今どこの町も同じようなものを持っておら
れますし、県も今はプロジェクトI Fというものをつくっておられます。

そういう中で、江北町としては、3本柱ということで、「流す」「溜める」「防ぐ」、こ
の3つにしているんですよ。県は「守る」「貯める」「流す」と。言葉は少し違いますけ
ど、この3本柱のキーワードみたいなことは、案外、県だけじゃなくて、近くの自治体もさ
れています。

あまり「溜める」に位置づけていることは違和感なかったものですから、今回、ほかの市
町はどうかなと見ておりましたら、大体、事前落水は「溜める」に位置づけてあります。県
のプロジェクトI Fも「貯める」に入れています。これはどういうことかということ、事前落
水というと何か水を流すようですけど、そもそも何のために事前落水をするかということ、水
路の水、ため池もそうですけれども、あらかじめ水位を落とすことによって調整機能、要は
水をしばらくためておく機能を確保しましょうということであるものですから、事前落水そ
のものをやはりためると、ためる機能を強化することなので、これはうちの町だけ

じゃなくて、県も含め、ほかの市町も含めて「溜める」に位置づけされていますよということとはぜひ御承知おきいただきたいなということが1つです。

それともう一つ、冒頭おっしゃったように、排水対策連絡会のほうが先じゃないかということですね。私は排水対策協議会が先だと思っているんです。一番最初は、排水対策連絡会が先でよかったかもしれません。というのは、それぞれの水系ごとの問題点というのがはっきりしませんでしたから。でも、今は御存じのとおり、例えば、ゲートの電動化とか、やっぱり年度当初に今年の方針というのをある程度決める必要があるわけです。それはやはり排水対策協議会というヘッドクォーターでまず決定したものを、今度はそれぞれの水系ごとの現場に下ろすというところとちょっとおこがましいですけども、そういう立てつけに自分は考えているものですから、まずはやはりそういう大きな方針とか計画とかいうことを全体で決めた上で、それぞれの水系で協議をするという形かなと思います。

ただ、ここは西原議員と一緒になんですけど、別にどっちも1回ずつしか開いてはいけなくて決まっていらないんですよ、実は。だから、例えば、おっしゃるように排水対策連絡会を一回開いて、そして、そこも含めて今度は排水対策協議会を開いて、そして、それも含めて年間の計画を決めて、そしてまた排水対策連絡会に下ろす。ところが、排水対策連絡会でいろいろ個別の水系の問題等が出てきたら、今度はまたそれは排水対策協議会を開いて町全体で共有するというふうに、おっしゃっているように、する必要があるということでやっているところがもしかするとありはしないかなと。だから、別にどっちも1回ずつしか開いてはいけなくていいわけじゃないから、繰り返し言いますが、そこはやっぱり機動的にしていく必要があると思いますが、少なくとも排水対策協議会というのが全体の大きなところを決めるものだから、やはり少なくとも年度初めにやるのはここじゃなかろうかというふうに思っています。

今回、実は排水対策協議会を開いて連絡会を開いたんですけど、水系ごとの問題というものもあるんですよ。ですから、本当はこの後でもまた排水対策協議会を場合によっては開いてもいいというぐらいのことでやらないと、1回ずつ開いて、どっちが先かみたいなのはちょっと違うんじゃないかなというのが2つ目です。

1つ目は「溜める」に位置づけているのはうちだけじゃないということ。それと、私はどっちかというところ協議会が先が年度初めは特にいいんじゃないかということ。

それともう一つは、江北町も事前落水を始めてちょうど5年目になります。それこそ総合

排水計画を令和3年3月に策定して、今回、三苦議員からも御質問いただきましたし、西原議員からもこれから御質問いただきますけど、ちょうど5年たちましたものですから、私としては、そもそものこの事前落水の出発点とゴール、それと、今の江北町の現在地みたいなことが質問の中で少し明らかにできればなという思いで、今日は質問に臨みたいと思っております。

もし答弁が不足しておりましたら、担当課長に答弁させます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

町長が言っていることも、午前中の同僚議員の質問の中で担当課長がポケットという言葉を使って、水をためるポケットを準備するというようなことで言われたので、納得じゃないですけど、ただ、課長も理解が不十分だということで、今から説明します。

今、排水対策連絡会の中で、台形の図で、時間帯によって開閉ゲートを開けてゲートを閉める、一番末端からゲートを開けてゲートを閉める、次の段階でゲートを開けてゲートを閉める、こういったことを町の連絡会は想定されておりますけど、私から言えばそんなことは無理。排水機場の係の人に聞いてくださいよ。あなたたちは排水機場の係の人と協議をしていないでしょう。鳴江の操作員さんがよく言われます。ゲートを一回開けたらそれっきりだと、どんどん水は来るんですよ。その最たるものが連続運転なんですよ。町が言うようにゲートを開けて閉めてという時間差をずっとすればポケットができるよね。そしたら、一番下で連続運転する必要がないやんね。一番末端でそういったことをしたいと、あなたたちはあの表を使って説明をするけど、分かりますか、総務政策課長。ゲートを開けて、ゲートを閉めます。そしたら、それから下の分の水は全部なくなりました、ポケットができます。次のゲートからその上の分をゲートを閉めて上から流してくださいとあなたたちは考えているけど、そうじゃない。一回ゲートを開けたらゲートは開けっ放しなんです。何でかといったら、水は1日2日で、この連続運転というのは、一番多いときで、あなたたちが出している資料で、（パワーポイントを使用）令和元年と令和3年で72時間まで数量を出しておられますよね。令和3年は24時間で200ミリずつずっと増えているんですよ。ということは、どうということかといったら、ずっと雨は降っているんですよ。川の水というのは、なくなったり増えたりしていないんです。どんどん下流に増えていく一方。それを満潮、干潮に合わせて、

一番末端のポンプ操作員さんたちが強制排水をしたり事前落水をしたりというような調整をされるんです。そういったことの操作をしているのに、上のゲートで開けたり閉めたりというようなことは基本あっていない。それをまず理解しておいてください。

それと、事前落水について、次、2問目に入るんですけど、今回、私が一番危惧するのは、台風6号で線状降水帯が発生して、三重県の尾鷲市ですかね、12時間で478.5ミリ、24時間では535ミリ降っています。今、これが100年に1回ぐらいの数値なんですね、うちの計画でいっても。でも、毎年のように線状降水帯が発生して、雨量とすれば、そういった雨量が今降っているのに、100年に1度とか、下手すれば1,000年に1度というような数値の使い方をされますけど、今はもうそういう時代じゃない。

だから、まず、1ページ目の左側の、うちは24時間で407ミリを設定されています。48時間で320ミリですかね。この数字あたりは今後検討の材料になりますかというようなことで次の質問に入ります。今後の検討材料。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず1点目ですけど、今おっしゃったように、事前落水についてですけど、江北町で現在行っている事前落水というのは、今後、一定の降雨が予測されるときに、干潮の時間を利用して、基本、自然流下ができる時間帯にやろうとしているわけです。当然、これが雨が実際ひどく降ってきて、そして、下は満潮というようなときはもちろんゲートは閉まっているわけですけど、ですから、そのときには強制排水する必要がある。だから、事前落水をわざわざ強制排水して外に出さなければいけないタイミングでやるのは事前落水じゃなくて、いわゆる雨の対策としての排水だということです。

なので、基本的には干潮の時間前後3時間の間に自然流下でできるものをなるべく流しましょうというふうにしているんです。だから、当然、下が開いて、下が閉まるまで、この間は開いたままやったですけど、その間にずっと、上が最終流してもらうのは実際の時間はもっと短くなりますよねというのが多分先ほどの台形のお話じゃないかなというふうに思います。ですから、それはあくまでもこれからの降雨が予想されるときに、あらかじめ干潮の時間の前後を活用して、なるべく調整機能を確保するというのが事前落水であるということが1つです。

それと、もう一つおっしゃったのは、既に100年に1度でも足りないんじゃないかということをおっしゃっているんですね。もともと総合排水計画を策定する前の、かつての排水計画のときには、30分の1だったのを、今回、総合排水計画のときには100分の1まで引き上げました。先ほどから線状降水帯の話がされていますよね。ただ、この線状降水帯というのは、今年はどのくらい前に分かることになったんですかね。半日前……（「2日前」と呼ぶ者あり）2日前に予測が都道府県単位でできるようになったのかな。多分、事前落水では対応できないはずなんですよ、線状降水帯には。ですから、これは線状降水帯が発生することが多くなったから、想定の高確率をさらに高めるべきというよりは、やはり線状降水帯への対応ということは、必ずしも事前落水ということだけじゃなくて、やはりほかに対策もきちんと取る必要があるということだと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

町長、私は2問目に上げていますが、事前落水の定義というか、私たちと認識が違うんですよ。今回、私も連絡を受けて、ちょっと用事があったものですから佐留志の連絡会には出席できませんでした。ただ、古川水系、惣領分水系、畑川水系、この3か所の水系に出まして、残念なことに、町長は御存じかどうか知らんけど、役場から連絡が行っていない。その謝りからスタートした。今回、連絡をしませんでしたと。これがどんなに大きなことかということをあなたたちは認識しておかないと、ゲート操作員さんたちというのは、あなたたちの号令で今開けるようになっています。事前落水の場合よ。ただ、これは大きな間違いだと私は言いたい。末端のポンプ場の操作員さんたちは、水位が上がってくれば落としてもらいたいわけよ。一気に水を請け負いきれないから、だから、あなたたちが開けてくださいと言わなくても、ゲート操作員さんたちはゲートを開けてくれないかと連絡をするそうなんです。ただ、悲しきかな、今役場から連絡があっていないから開けませんという操作員さんがいらっしやる。そうなってしまっている。それを聞いて、私はびっくりした。役場が号令をかけないとゲートは開けませんと。そしたら、ゲートが閉まっている上流の方は浸からないといけないう話になる。

ですから、ここら辺はちゃんと排水対策連絡会で協議をしないとイケない。でも、あなた

たちが今開いている協議会といえば、何ですか。協議会の報告をまず総務政策課の職員が20分か30分かかってされます。その後、各水系ごとに協議をしてくださいと。協議がなければすぐ終わりますと。ちょっと違うかと。意見が出ないと、もうあつという間に終わってしまう。ずっとここ何年と協議会に参加させていただいて、これで本当に地元の意見が出るんだろうかと言わなければいけないように、排水対策協議会の会議報告、ああいうのは手短かにぱぱっと終わらないと、あれで時間ばかり食って、新しい今回の二十数名の委員さんたちなんかは何かちんぷんかんぷん。何でかといったら、うちの区長さんですら、6月1日の区の一斉掃除のときに、事前落水の連絡はどうやって来るんだろうか、どうしたらいいのだろうかと実際その日に言われたんです。本人さんたちにはそれだけ伝わっていないんですよ。うちの区長さんも新しく今回入られているんです。二十数名のうちの1人です。

ですから、そういったのを事細かく連絡会のときに説明して、こういうことですよ、上から順番にこうやって連絡が来ますよといって会議をするのがまずスタートだと思うんですよ。その後に電動化の話だったり、今、町が取り組んでいることの話だったりをするなら分かるけど、まず、対策協議会かな、その協議内容を執行部からの説明。その後、今回は電動化の場所決め、それで意見がなかったら、はい、もう終わりますと。中身が全然伝わっていないまま終わってしまっている。

ですから、課長にお願いしておきます。町長が先ほど答弁されましたけど、1回で終わらないで、すぐにでも連絡会をまた開いてほしい、内容の説明だとか連絡体制の整備だとかいうのでね。それをぜひ行ってもらいたいと思いますけど、どうでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけど、会議を開いたかどうかの評価の対象じゃなくて、何のために集まるのかとか、当然、目的がやっぱり達成されなければ何回も開く必要があるというふうに思いますので、今回、排水対策連絡会まで開いて、課題が明らかになったのであれば、多分、今は全水系やっているわけですよ。でも、例えば、佐留志水系なんかは比較的上流から下流まで皆さん同じ人で管理をされているものだから、どうも雨の降るようならば堤のも少し落としておくかなと。そして、下まではやっておくかなとか、やっぱりそういうふうに一気通貫で比較的できている水系もあれば、どうしても幾つかの大字をまたがってやっているもの

だから、なかなか上流の論理と下流の論理が違うような、言い前が違うような水系もやっぱりあります。ですから、言ったように1回開けばいいとか、1回は開く必要があるとか、開くなら全水系開く必要があるとかじゃなくて、やっぱりそれぞれの水系でも課題があるわけですし、ですから、それは必要に応じて必要な共有をするということが大事なかなと思います。

それともう一つ、さっき言われたのは少し深刻だなと思ったんです。というのは、そもそも利水、用水であれ、排水であれ、基本的には水の管理というのは、言ってみれば自助、共助、皆さん方で本当はやっていただくものなわけですね。ところが、排水ということになると、自分の地区だけじゃなくて、その上下流にも影響をするし、そして、さっき言ったように上流と下流で考え方が違ったりするので、江北町として総合排水計画に位置づけをして事前落水をしましょうということにしているわけです。ですから、恐らく今までずっと携わってきた人はベースがあるわけですね。基本、自助、共助の水の管理ですよ。その上で、町全体としてというのがその上に乗っかっていると思っていたんですけど、もし先ほど西原議員がおっしゃったように、今回、人が替わって、そのベースのところがなくて、とにかく上の、要は町でやっている事前落水のところだけ抜かれているものだから、それは町から言われていないからしないということだと、一番ベースの自助、共助の、まさに日常的な水の管理というところがもし抜けておられるようであれば、それは問題だなと今思いましたので、やっぱりそこは町から本当は言うまでもなくなんですけど、引継ぎをしていただいたりすることではあるんですけど、でも、今回御指摘いただきましたから、そこはやっぱりしっかりみんなで了解した上での事前落水なんだというところから共有しないと危ういなと思いました。

何でかという、事前落水をやっている町のほうも、そもそも事前落水というのは誰がするのかとか、誰が決めるのかとか、そして、もし決めるとしたら、それは従う必要があるのかどうなのかとか、今回、実は三苦議員が御質問いただいたのは物すごく本質的なところを言われていたんです。例えば、4割流すには2.5日間かかると。だけれども、事前落水なんて、そんな早くはなかなか言えないんですよね。やっぱり今度は空振りのリスクもありますし、もともと早期注意情報もそんなに早くできませんし。ということは、ため池を4割落とせると言いながら、いざ落とそうと思ったら2.5日かかると。じゃ、そんなに早く事前落水を決めているのかとか、そして、それぞれのため池が一遍に流して本当に下がそれを受け切れるのかということなんです。だから、今日、三苦議員が町が言っている事前落水は絵に描

いた餅じゃないかと言われると、おっしゃるように、今のままでいけば、そんなに正確にはできません。だから、現在地は今どこにあるかという、やっとな令和3年から山を登り始めているわけですね。そして、三苦議員がおっしゃっているのは、多分10合目、ちょっと空気も薄くなったぐらいのときにはもうちょっとシビアに考える必要があるけれども、まず今は登り始めているところなんだろうと思います。ですから、もしかすると気の長い話と思われるかもしれませんが、毎年毎年、少しずつでも事前落水の精度を上げなければいけないと思っていますし、上げようとしているということは御理解をいただきたいなというふうに思いますが、ここに来て、基本のキというか、そもそも水管理とはみたいなのところでもし引っかかっているんだとすれば、そこからやっぱり町全体として共有する必要があるなと改めて思いました。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

町長、1つ大きなことを町長に言っておきますけど、連絡会の中で操作員さんの保険の話がよく出ます。行政サイドとすれば、事前落水の報告をした分については町の保険対応ですよと間違った認識を持たれている操作員さんたちがいらっしゃるんです。あとの分については区で対応してくださいと。ただ、区で出されている——下分は出されていますよね、水利か何かで。地区によっては、区で出されているところもあれば、全然出されていないところもあるんです。操作する分については、事故の場合、保険が出ますというようなことで、それは何でかといったら、会議の中で質問で出るんですよ。今回も佐留志水系のときに保険の話も出たそうです。古川水系の委員さんからも保険の話が出ました。そのときにどこからどこまでが事前落水かというような意見が出ますので、そこら辺は、今後、町長が今言われるように、決め方だと思うんです。ですから、会議をぜひ早めに開いてもらって、そこら辺のすり合わせじゃないけど、それもよろしくお願ひしたいと思います。

その保険も含めた上で、事前落水というものの根本的な考え方を2問目に出していたので、それをぜひ聞かせてください。次があるので、簡潔にお願いします。（「言ったことではないんですね」と呼ぶ者あり）さっき言ったのでもよくはあるんですが。

そしたら、3問目に行きます。

さっき町長がちょっと言われましたけど、古川水系の連絡会では、去年から各水系ごとというか、上流から下流まで全委員さんで視察されるそうです。これは大変いいことだと思います。うちの水系もぜひ行ってもらいたいし、できればそういったときに、せっかく電動ゲートをつけたのであれば、電動ゲートの操作手順あたりの操作をしてみたりとかもぜひ今後行ってもらいたいと思うんですけど、それについてはどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

もちろんやらせていただきます。先ほどお話がありましたけど、ちょっとお言葉ですけど、先ほど西原議員がおっしゃったのは、町のほうで保険を、ちょっと事前落水の分はと言うといけませんが、加入しているものだから、ゲート进行操作したりするのは町から言われたときだけでいいというふうに、ちょっと言ってみれば曲解というかな、誤解を生んでいるんじゃないかということですよね、おっしゃっているのは。

そういう意味じゃ、ちょっとお言葉ですけど、ゲートの電動化を今やらせていただいています。御存じのとおり、一番最初は地元に対する補助でやらせていただこうとしていたんですけれども、そのとき議会からおっしゃったのは、事前落水で町に協力しているのだから、日々の管理の中で事前落水以外のときにも使うからといって、それを地元負担させるのではなく町でやればというお声があって、今は町で全額負担をさせていただいて、ゲートの電動化もさせていただいています。

ですから、保険云々というだけじゃなくて、だからといって、うちは断りはありませんでしたから、今、町でやらせていただいていますし、それは事前落水のとき以外でも当然使っていただいてもいいわけですが、今回、西原議員からおっしゃったように、もしそういう誤解があるとすれば、町から言われたときだけしか開けないというのは大きな間違いだから、やっぱり日常的な管理ということをやっていただく中で、もちろん電動化したゲートを使っても結構だから、そこはきちんと払拭をする必要があると思っていますし、講習会もぜひやらせていただきます。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

排水対策について、もう一点だけ。町外からの流入の点で質問なんですけど、今回、私も小城市との交流会の折に、小城の副市長さんとお話しする機会がありました。副市長さんは牛津のあの大きい水路のことまで知っておられたです。市長さんも知っておられるかなというようなことで、ちょっと探りじゃないけど、市長さんも牛津の方ですから、言えば分かると思いますよというような程度やったと思います。ただ、前回、私も質問したときに、町長にぜひトップダウンでそういった地元の声を伝えてくださいよというようなことでお願いした経緯があるんですけど、そこら辺は、町長、小城市の南里市長さんとか、だんご3兄弟じゃないんですけど、3兄弟の水川町長さんあたりには今後もっと積極的に要望あたりはお願いしたいと思うんですけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私はこう見えて、実は結構心臓が小さいんです。でも、思い切って言わせていただいています。流域治水協議会の中に、六角川、牛津川、全首長さんそろっている中で、隣には小城市長がおり、私の目の前には大町町長がおられるんですけども、簡単に言えば、江北町の内水は、東は小城市、西は大町町からやって来る水で苦しめられていると。大変僭越ではあるけれども、江北町の総合排水計画は町のことだけ書いておりませんと。大町町さんのことも書いています、小城市さんのことも書いています、ぜひここは一緒にやりましょうということは事あるごとに言わせていただいております。

そのため、その成果もあって、今、実務者会議というのを小城との間、大町との間で開くようになっています。ですから、ここをやっぱりしっかり動かしていかなければいけないんですよ。ただ、こう言っただけなんですけど、やっぱりうちに集まってくるものですから、上流、下流の話でいけば、言ってみれば大町、小城は上流なんですよ。だから、うちこそがこれをしっかり動かさなければいけないというふうに思っておりますし、ぜひ両市町には御協力いただいて、江北町の内水被害を極力減らすようにしていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

熊谷副市長さんにちゃんと頼んでいますので、ぜひ前向きにお話し合いをしてもらいたいと思います。

そしたら、2問目に行かせていただきたいと思います。

九州新幹線西九州ルート、町の考えはということで、令和6年3月議会において、西九州新幹線フル規格整備問題と地元の振興はという一般質問をした経緯があります。町長も、選挙公約ではありませんでしたが、新聞のインタビューに西九州新幹線のフル規格整備問題については大きなテーマとして掲げられておりました。

現在、佐賀県においては毎日のように新聞等で報道があっており、国や他県との協議がなされている最中だと思います。一方、JR九州は自社の考えとして、新鳥栖－武雄温泉間の詳細ルートを特定せずに実施する環境影響評価、アセスメントの範囲に関し、佐賀空港を含めると現実的ではないとの認識を示されております。佐賀県は、空港と連携する南回り案を支持する声が県内にあることを踏まえ、アセスメントの範囲を広くするよう主張されております。5月12日の佐賀新聞でございます。

そこで、質問の1、我が町議会としては、佐賀県の動きというか、これまでの経緯等を直接県の担当者から聞くように計画をしておりました。この問題については、我が町としても、江北駅がどのようになっていくかが長年の懸案事項であり、町の考え方を県やJR九州、さらには国へ要望として上げていく必要があると思いますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

なかなか緊張します。というのはあれですけど、今日午前中、土渕議員の国保の御質問がありまして、傷病手当金の制度創設をという御質問をいただいたときに申し上げたのは、広域化が進み、ちょっと言ってみれば着陸態勢に入って、これからいざ一番危険と言われている着陸のときに、やっぱり水を差すようなことはできないということを申し上げました。もう令和9年度、12年度というのが見えてきていますからですね。

そういう意味でいけば、この新幹線に係る問題は、最近、まさに今、西原議員がおっしゃったように、にわかに少しずついろんなやり取りが報道されていますね。だから、これ

はもし列車に例えるとすれば、もう発車しかけている感じがするんです。どこに行くかは私もよく分かりませんが、今まで長らくずっとホームに止まっていた電車が、ここに来て、動き始めているような気がするんです。こうなったら、今回御質問いただいたように、今いろいろ知事を先頭に県と国でもやり取りされていますし、他県ともいろいろやり取りされています。ですから、今のこのタイミングでは、町として何か要望するとか何か提案をするということは逆に差し控えるタイミングじゃないかなと私自身は思っています。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

町長にこの質問を出す前に、町長、こういう質問をしようと思っっているけどというようなことで、いや、回答的にはちょっと厳しいかなという前置きをいただいていたので、答弁は返ってこないだろうなと思っておりました。

ただ、この2問目に、平成18年3月17日付、発議第1号として、江北町議会として、九州新幹線西九州ルートを整備に伴う並行在来線経営分離に同意する決議文を、当時の古川知事さんに、賛成議員合同の下、決議文を持って陳情に行きました。その決議文の中に、今問題になっておるルートについてなんでしょうけど、そのときには佐賀県ですとか、JR九州ですとか、いろんな方面から私たちもいろんな資料、いろんな情報を得て、最終的に決議文を出す結果に至ったわけなんです。その中には、やっぱりJRは我が町には、全国で新幹線の停まる駅の時刻表として載る町はありませんよと、そういったうまい文句まで言われていた時期があるんです。私どもも考えてみれば、そうよねと、市あたりで載っているところはあるかもしれんけど、町で新幹線というのはないよねというようなことで、そこで感心した経緯もあります。ただ、その当時に、その新幹線を生かして、振興策としてまちづくりをしていこうというようなことで私どもは同意をしたんです。

町長、これだけは県のほうにでもいいです、JRにでもいいですので、本来、フリーゲージトレインが、佐賀県と長崎県とJRと3者合意で、国のせいにしました、国が問題ありと。その時点で、本来であれば私どものほうに経緯を報告に来なければいけなかったと思うんです。そのときまでは肥前山口駅を通過すると説明に来ていた経緯があるんです。ですから、今回、私どもが計画しておった佐賀県を呼んで新幹線の話聞きましようといったときに、

私はそれを一番に聞きたかった。このルートの前にですね。フリーゲージトレインを断念した経緯と、それは軸の摩耗のどうのとかあったけど、その説明は一切町に来られていないんですよ。

私も試乗に八代まで行きました。素晴らしいと思って、在来線でこのままフリーゲージに乗られるなら、これにこしたことないと思うぐらいすばらしかったです。ただ、それがその数か月後には断念という報道だけがあって、何ら説明にも来られていないし、それまでは私たちはフリーゲージトレインが江北町に停まるという考え方を持っていた議員ばかりだったと思うんです。

今、町長が列車でいえば発車したばかりかなと言われたんですけど、その前にすることがあるんじゃないのかと、帳面消しじゃないですよ、今まで相談に来ていたことをちゃんと説明をしてくださいというようなことも必要じゃないかと思います。もう一度聞きますので、町長、簡潔に。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

議会のほうでも県からレクチャーをというようなことで準備されたりしておりましたので、ぜひそれは直接お尋ねいただいたらいいかなと思います。

町としてとか町長としてということであれば、先ほど申し上げましたように、公式に町の考え方を言うとか要望するというのが必ずしも得策じゃないタイミングというのはやっぱりあるんだろうと思うんです。私はそう思っているんですけど、ただ、御存じのとおり、私も38歳のときに最初に選挙に出たときには、まさにこのフリーゲージトレインの3者合意の中で私も立候補して、荒波にもまれたわけじゃないですけど、そういうこともありますし、個人的に町の将来のことを考えると、新幹線問題というのも決して関係なくはないというふうに思っています。

多分、就任当初、新幹線がどうなろうとしても、新幹線を前提としないでも、まちづくりができるということを多分就任当初には申し上げたと思いますし、それは基本的には今も変わっておりません。ただ、今いろいろ私も個人レベルで報道なんかを見ていると、御存じのとおり、長崎本線は大分また本数が減ったりしましたから、そういう意味では、やっぱり白石、鹿島、太良の方たちが、この暫定開業、こっちの開業分のリカバーがもしあるとすれば、

やはり江北駅ぐらいには新幹線が来て、白石、鹿島、太良の方も、江北駅に行くと新幹線には乗られるようになったというふうになるべきだとか、なったほうがいいのかというふうに思ったりしますし、だからといって、今の長崎本線とまさに並行して走って、今の在来線が、これは生活路線としてとても大事なものですから、それだったら生活路線とビジネス観光路線みたいなことで、ルートもやっぱりいろんな考え方があっていいんじゃないかなというようにも思ったりもしますし、ですから、そういうことはこれからいろんなことを想定、イメージはしておくことは大事だというふうには思っています。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

今、町長が言われたのは町長の考えとして聞きましたので。私の考えを今から話させていただきます。

武雄から先、嬉野、大村、諫早、この3つについて、私も新幹線駅を数度となく見に行きました。やっぱり大村についても、諫早についても、ましてや嬉野についても、新幹線周辺はあまりにぎわっていないかなというような感じはするんですけど、やっぱり新幹線が停まっている周りの雰囲気というのはすごく変わったような気がします。大村にしても、嬉野にしてもそうです。つい先日、私は熊本に行く用事があって、八代駅にも行きました。そこもまさしく干拓地のど真ん中に新幹線駅がぽつんとできたんですけど、あの駅周辺は徐々に開けてきています。

ですから、今さっき町長が言われましたけど、肥前山口という駅名を使って申し訳ないんですけど、今まで肥前山口駅に停めます、イコール江北駅に停めますというような方向性で来ているのであれば、私はぜひ南回りルートを町としては押していくべきじゃないかな。それがひいては町の振興につながり、私としては町民の皆様方に申し開きができるんじゃないかな。何でかという、佐賀駅から北のほうはトンネルなんです。数年前、同僚議員が山にいたら調査に来ておられたと。何の調査ですかと聞いたら、新幹線のトンネルを掘る調査に来ましたと言われたそうです。武雄温泉駅を出たらトンネルなんです。佐賀県はトンネルで通過する県になってしまっているといけないと思います。

ですから、ぜひ町として、いや、これは私の一議員としての考えとして聞いていただきました

と思いますけど、町長の考えもちよっとだけ聞けたので、これで一般質問を終わりたいと思います。まだ時間があるので、町長、何かあればお願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私は10年経過して、おかげさまで今11年目に入りました。この間、新型コロナも経験をしましたし、町制70周年も担当させていただきましたし、1期目を振り返りますと、それまでほぼてこ入れてきていなかったふるさと納税も早めにてこ入れさせていただいて、公約でした給食費の無償化についても翌年度から実施をさせていただきました。

また、1期目についていえば、当時は少し狭めの児童公園か何かを計画されていたのが、これからの江北町を考えた場合には、単純などこにでもあるような児童公園ではやっぱり足りない。いろんな世代が憩える場が必要だということで、少し豪腕だったかもしれませんが、みんなの公園ということで整備をさせていただいて、御覧のと通りの状況に今なっています。

2期目になりますと、すぐコロナになりましたから、コロナ対策、対応ということでしたけれども、逆に、コロナをきっかけにできたようなこともありましたし、その中でも町民の皆さんにもいろいろ御理解いただいて、70周年の事業もできましたし、町誌も刊行することができましたし、さらに言うなら、私としてはぜひやるべしと思っていた駅名の改称もできたりしました。

そういう中で、必ずしも新幹線を前提としなくてもまちづくりはできるということは、これまでの10年を御覧いただいたら御理解いただけるのかなと思いますし、これからの江北町にとって決して関係なくはないことでありますから、今日申し上げたようないろんなイメージ、想像はしますが、これを町としてどうこうということは、今、県が一生懸命やられているわけですから、やはりそういう動きを見てからやるべきだということが私の基本的な認識であります。

以上でございます。（「以上、終わります」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原好文議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

9 番田中宏之議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田中宏之議員

9 番田中宏之です。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、質問をしてまいります。

今までは大体農業関係の質問が多かったですけど、今回は学校関係の質問をしていきたいと思います。教育長、教育委員会のほう、答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

1 問目、小・中学校の体育館の空調設備整備はどうなるのか。

近年、国内の年平均気温は上昇傾向にあり、気温の上昇により熱中症の被害が多発し、熱中症による死亡者は近年増加傾向にあります。気候変動が激しいことから、熱中症のリスク回避、地域の防災拠点としての環境改善などが求められております。

こうしたことから、小・中学校の体育館に空調設備の整備が必要と考えております。体育館では体育の授業や部活動などのスポーツ活動が主に行われますが、運動時には体が熱を発して熱中症のリスクが高まるそうです。文部科学省の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きによると、学校で起こる熱中症による死亡事故のほとんどは体育授業、またはスポーツ活動によって発生していることが報告されています。こうしたことから、国も最近では学校体育館へのエアコン設置を推進されています。

そのような中、3 月議会の折、牟田教育長から小・中学校の体育館にエアコン設置を考えているとの発言がありました。そこで、このことについて質問をいたします。

まず 1 問目、国内、県内の学校施設の空調設備の設置割合はどのようになっていますか。また、設置を計画されている学校の割合も把握されていますか、答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

国内、県内の学校施設の空調設備の設置割合についてお答えをしたいと思います。

まず、国内であります。小学校が22%、中学校が23.7%、それから、特別支援学校が51%となっております。

続きまして、佐賀県内でございます。小学校はゼロ%、それから、中学校が0.8%、特別支援学校が22.2%でございます。

次に、設置を計画されている県内各市町の公立学校の設置計画についてお答えをいたします。

令和8年度に予定をされているところが1市2町、それから、令和9年度以降については江北町も含めて9市8町というふうになっております。

なお、他市町においては小・中学校が複数あるところもございますので、令和9年度に全てを整備されるわけではございません。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

田中議員から、今回、小・中学校の空調整備について御質問いただきました。

実は私は今回、全国公立学校施設整備期成会の会長に就任をいたしまして、せっかくというかなんですけど、そういうことであれば、ぜひそれに乗じてとはいいいませんが、江北町もいろんな施設整備が進めばいいなというふうに思っています。

もちろん、なったのは私ですけど、江北町がなったということで私は理解をしているものですから、何か町長さんが全国の会議に行かれているというぐらいじゃなくて、ぜひ教育委員会は私をしっかり使ってもらって、任期は2年間なんです。だから、この間に空調だけでなく、江北町の施設整備が進むように、ぜひ私を動かしてもらいたいなというふうに思いますし、動く気は十分でありますから、それが全国の会長になった役得でもあるかなというふうに思っています。もちろん全国は結構いろんなニーズがあるんですよ。道路とか河川よりも、要望の内容も大分多岐にわたっています。ですから、それはしっかり取りまとめて、全国の会長としての役目も果たしたいと思いますが、せっかくですから、江北町の施設整備も進むようにしたいなというふうに思っています。

さっき全国の空調の整備状況、全国平均、小学校22%とか中学校23%というふうに言われました。ただ、全国の資料をもらいましたが、ちょうど22%ぐらいで横並びじゃないんで

すよね。整備が進んでいるところは、ほぼ終わっているようなところもあります。その一方で、佐賀県は0.8%ですよ。ほぼついていないと言ってもいいような状況なんです。やっぱり整備率が高いところは大都市圏が多いです。それはなぜかという、屋外の運動場が狭いこともあって、体育館のことを屋内運動場と言うんですよね。だから、多分、体育館の利用頻度であるとか役割が大きいものだから、都市部のほうが早めに進んだんじゃないかなというふうに思いますし、よくある横並び、あそこも造っていない、ここも造っていない、もしかするとそういう意識があったものだから、いつの間にか佐賀県だけは0.8%、どこもつけていないからうちもつけていいみたいな意識があったとすれば、それで少し遅れを取ってしまったんじゃないかなというふうに思います。

おかげさまで、今回、ネイブルとさわやかスポーツセンターも避難所の空調整備ということで整備をさせていただきました。検討のスタートのときにも、実は学校を先にしたほうがいいんじゃないかということも考えたんですよ。なぜかという、一石二鳥ですから。ただ、当時の教育委員会は、いや、そこまでまだ必要ありませんということだったもので、それだったら避難所で対応しているネイブルとさわやかスポーツセンターを先に整備させてもらったんですけど、いよいよここに来て、やっぱり学校も熱中症のことを考えたら要りますということでしたので、今回、設計から入ってもらっているんですけど、ただ、これが佐賀県、今年の市町の予算が新聞に載っていましたね。佐賀新聞さんに載せていただいていますけど、猫もしゃくしも小・中学校の空調整備。そうやってほかのところと結局同じタイミングでなければいけないものだから、本当にうちは予定どおりできるかなという心配はしております。だからこそ、全国会長になりましたものですから、そういうところも挽回できればなというふうに思っておりますけど、全国、都道府県によって大分違います。その中でも佐賀県は遅れに遅れているほうです。市町がついていなくていいという認識で今までいたんだと思います。なので、一日も早く子供たちの教育環境の整備にしっかり手を入れていきたいと思いますし、教育委員会においてはぜひ入れていただきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

町長、全国の会長として期待をしておりますので、頑張ってください。

先ほどこども教育課長のほうから答弁がありましたとおり、全国では平均の22.7%、佐賀県は岩手県と並んで0.8%、そういうふうになっておるそうです。大町のひじり学園がついているのかな、1校はね。あれは中学校としてカウントしてあるわけですね。分かりました。

そしたら、2問目に参ります。

我が町の学校施設である体育館へのエアコン設置の時期や規模、規模というのは空調方式ですね。そういったものはどのように考えておられますか。

先ほど町長もちょっとおっしゃいましたけど、今6月議会で設計業務委託と支援業務委託が補正で出されておりますので、3月議会で教育長が設置を考えていると言って、素早い対応だったなと感謝しております。その辺、答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

体育館へのエアコン設置の時期と規模についてであります。

江北町における小・中学校の体育館への空調の設置については、先ほど議員もお話にありましたとおり、今議会に小中学校屋内運動場空調設備整備事業として設置型の空調設備の整備に向けて補正予算をお願いしているところでございます。今年度中にこういった空調の方式がいいのかななどを調査する基礎調査、それから、実施設計を行いまして、令和9年度中に設置工事を行う予定としております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

別に過剰にくさすつもりはありませんけど、決して私は素早い対応だったとは思っておりません。何でかというところ、ほかのところは当初予算で上げているですね。ですから、3月議会でもし答弁すべきだとしたら、今回、当初予算に盛り込ませていただいていますけどというのが本来だったと思っています。だから、私は3か月遅れていると思っているんです。ですから、ほかのところはそうやって当初からスタートしていますから、ぜひこれは追いつき追い越せで教育委員会としてはやってもらいたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そういうことでございます、教育長。

今、課長の答弁で、9 年度に設置工事を行って、令和10年3月末には設置完了をする予定と言われていましたね。これは結構かかると思います。

3 問目ですけど、空調設備設置に係る予算とその財源についてはどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

空調設備設置に係る予算につきましては、今年度行います基礎調査、実施設計から積算することになります。また、財源については、今のところ緊急防災・減災事業債などを想定しております。

以上であります。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

緊防債を充てると。今、町長がおっしゃいましたけど、文科省の学校施設環境改善交付金とか、そういうのを利用できるんじゃないですか。そういったものは考えられないんですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど議員御指摘のあった国の交付金も検討材料の中には入れております。ただ、交付金事業については、補助率が2分の1、それと、その裏に充てられる起債が特定をされておまして、それが交付税算入が25%ですので、手出しは25%になります。緊防債の場合は一般

財源の持ち出しが30%ということで、交付金のほうがいいように見えるんですけど、こちらについては方式によって上限額があります。例えば、電気を使った方式でいうと上限額が1.1億円、それから、ネイブルのようなガス式の輻射式でありますと1.4億円というふうには上限が決められていますので、今後、基礎調査でどのような方式になるか、それと、予算額がどのぐらいなのかというところまで含めた上で、財源については検討していきたいと思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

もともと学校の空調整備だから、当然、学校の空調整備を進めるんだったら、それはそれなりの補助金とか交付金が使えらるものがあるべきだと思うんです。それが結局、緊急防災・減災事業債、緊防債と言いますが、これを活用しなければいけないという状況が本当に正しいのかどうなのか。先ほど教育委員会のほうからは、制度がこうなっているからこっちが有利ですということですけど、制度は変えられますから。せっかく私は今回、全国会長になりましたから、それだったら緊防債に見劣りしないような使える交付金にしてくれということも、実現できるかどうかは別として、そういうことを言わないと、とにかく国でこう決まっていますとか、県からこう言われていますと、それをそのまま受け入れてやれば、多分いろんな新しいことはできないと思います。

ですから、今の制度は熟知した上で、ここが使いにくいということだったら、ここを変えてもらいたいよねというようなことが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことも含めて、とにかく町として一番有利な財源を活用しながら、なるべく費用負担が少なく済むようにしたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

今回は設計業務とかでいろいろ研究されると思いますので、有利な財源を活用して、できるだけ早く設置をしてもらいたいと思います。

そしたら、4問目ですけど、既存の体育館の多くは断熱性能が不十分であり、冷暖房効率が悪いのではないかと考えますが、このことについて認識と対応はどうされていますか。

答弁いただく前に、画像を変えてください。

(パワーポイントを使用) 御存じだと思いますけど、これは小学校の体育館です。こっちは中学校の体育館です。外観から見ても分かりますとおり、中学校は比較的新しくできていますので、大丈夫かなと思います。小学校は築何十年ですよ。ですから、こういった場合、どのような対応が、ここに真っすぐつけるのか、その辺をどういうふうに見て検討されているのか、お願いします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長(坂元弘睦)

御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、特に、小学校については断熱性能については不十分であるというふうに認識をしております。ですので、基礎調査の段階で、どのような方法がいいのか、例えば、断熱塗装、それから、遮熱フィルム、耐熱カーテン、二重サッシなど、幾つか工法がありますので、こちらについては基礎調査の段階で検討を行う必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長(山田恭輔)

この間の全国の会議の中でも、大きな課題の一つが断熱性の確保ということでしたけれども、今回、ネイブルとかさわやかスポーツセンターに空調を設置しました。先日、スポーツウェルネス吹矢大会があって、私も空調が稼働しているネイブルの体育館に行きました。物すごくいいですね。音も静か、風もそんなに吹かないから、吹矢の矢は軽いんですよ。だから、風は駄目かなと思っていたら全然問題ないそうです。この間、高校総体でバドミントンの競技がありましたけど、そのときも空調も使えたということでした。

ちょっと我々も思い込みを少し取り除かなければいけないのは、クーラーというとき、きんきんに冷えていないと空調が効いていないと思われる人もいるかもしれませんが、そう

じゃなくて、日常活動が普通に行える。物すごく冷えてはいませんでしたけれども、館長に聞いたら、そんなに前から動かさなくても、今日ぐらいの天気だったらこのくらいは冷えますよということでしたから、何を言いたいかというと、もちろん必要な断熱性の確保というのはする必要があるが、到達点というかな、きんきんに冷えるまで断熱性をなんていうことは、もともとそういう想定でできていませんから、そこはある意味、割り切りとは言いませんけど、やっぱりゴールをきっちり設定するということが大事だと思いますし、断熱対策をする必要があるから時間がかかりましたという言い訳をしないということも大事だと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

実は先日、このことで小学校、中学校に出向いて、校長先生や教頭先生とお話をさせていただきました。やはり大変ありがたいということをおっしゃってありました。特に、中学校は部活動等もやっていますが、7月、8月、9月、どうかすれば10月ぐらいまで運動ができないということを言っておられましたので、これを設置していただければ、本当に子供たちのためになるということも言われておりました。

また、これは小学校にしても、中学校にしても避難所としても対応できますので、そういった意味からも早い設置をお願いしたいと思います。

そしたら、2問目に参ります。

部活動の地域移行と送迎について。

部活動の地域移行とは、公立中学校を中心に教員が担ってきた部活動を地域スポーツクラブや文化団体などへ段階的に移管する取組です。このことは、少子化の中でも持続可能な環境を整え、教員の負担軽減と子供たちの多様な活動機会の確保を両立させることが目的とされております。

このことについては以前から同僚議員も質問されており、その都度答弁をされておりますが、再度質問していきたいと思います。

まず1問目、現状はどこまで進んでいますか。これからの見通しや教育委員会の考えをお聞かせください。

5月22日の佐賀新聞やったですか、中学校部活動の地域展開で江北町は未定と載ってありましたけど、その辺の説明をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

中学校部活動の地域移行、地域展開の現状について、田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会といたしましては、4月の定例教育委員会で、地域認定クラブ活動の認定に関する要綱を決定しておりまして、現在、申請受付準備を行っているところでございます。今月中に関係者への説明会を開催した後、7月からでも申請受付を開始する予定としております。

教育委員会といたしましては、生徒の文化・スポーツなど多様な活動機会を確保していくことは重要と考えておりまして、そのためにも部活動の維持を図るとともに、準備ができたクラブから地域認定クラブの認定を急ぎたいと考えております。

なお、江北中学校の部活動維持に関する基本方針として、これまで3点挙げておりました。1点目が部活動指導員の活用、2点目が地域認定クラブの活用、3点目が拠点校方式の合同部活動ということで、こうした3本の柱を準備しておりましたけれども、5月の定例教育委員会で、1点目の部活動指導員については再考が必要ということで見直しをしております。部活動指導員については、技術指導だけではなくて、生徒の危機管理であるとか土日の練習試合の引率、そういった責任を伴う会計年度任用職員として全国的に任用されております。江北町の場合、果たしてそういう適任者が本当にいるのか、また、生徒たちの命を任せていいのかという議論をいたしまして、まずは部活動指導員ではなく、顧問を補佐して、専門的な指導を行うボランティアの外部指導員のほうが望ましいのではないかという議論をいたしました。そういったことから、今後は部活動指導員という正式なものではなくて、外部指導者という形で謝金を払えるような制度設計をしたいと考えております。

これについては、また改めて後日、議会に予算等をお願いすることになると思いますけれども、そうした方針変更もしながら、中学校の部活動の地域展開を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

なかなか指導者を見つけるのは大変だと思います。確かにそうですね。

そんな中でも、地域移行が進めば、学校単位では部員が集まらない競技でも、地域全体でチームを編成することで活動を維持するメリットがあります。また、教員の時間外勤務も減り、授業の準備や生徒と向き合う時間が増えることも期待されると言われております。また、外部の専門指導員による質の高い指導を受けられる機会が増加するとも言われております。

以上のようなよい点もあれば、当然、課題もあります。指導者や活動場所の確保において、地域ごとに整備状況に差が生じる可能性、いわゆる地域格差の問題、外部クラブへの移行に伴い、月謝等の費用負担や保護者による送迎が必要になる場合もあります。

そこで、今回お聞きしたいのは現在の送迎の在り方についてです。

現在、学校には幾つもの部活動があり、どの部活も学校が休みの日には試合や他校との合同練習に出かけられているようです。これは中学校だけではなく、小学校の児童クラブにおいても一緒です。

そこで、2 問目です。町外へ出かけられているときにどのように送迎が行われているのか、教育委員会は御存じでしょうか。その実態をどこまで把握されているのか、お尋ねします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

部活動などの送迎についてお答えしたいと思います。

先日の5月6日に発生いたしました新潟県の北越高校のバスの事故を受けまして、ほとんどの中学校の部活動と社会体育のクラブから聞き取り調査を行いました。中学校の部活動は原則現地集合とされておりまして、ほとんどの部活動が保護者の個別送迎となっております。県外で開催される九州大会等の場合は、バス会社の貸切りバスを利用していると伺っております。また、社会体育クラブについては原則保護者の個別送迎となっておりますけれども、送迎できない場合はやむを得ず保護者同士の了解の下、乗り合わせを行っているケースもございました。

部活動の遠征等についての安全確保につきましては、文部科学省からも通知が来ておりま

して、町としても江北小・中学校に既に通知をしております。社会体育についても、これから夏休みに向けて遠征を計画する時期を控えていることから、施設利用の予約に来られるときとか、あるいはスポーツ協会の理事会、スポーツ少年団の会議、加えて、これから実施する部活動の地域展開の説明会など、機会を捉えまして通知の趣旨を周知しまして、子供たちの命を守る行動をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

私が今回この質問をしたのは、先ほど教育長がおっしゃいましたとおり、5月6日の福島県の磐越道の事故で高校生が1人亡くなっておりますけど、あれはレンタカーのマイクロバスを専門じゃない運転手が運転しての事故だったと思います。

最近の部活動は、我々が小さい頃と違って、結構遠出しています、県内じゃなくて県外までも練習に行ったりもしている状況です。先ほど教育長は中学校の場合は現地集合が原則とおっしゃっていましたが、実態はどうもそうじゃないみたいです。当番制で保護者が送っていているようです。そういった場合、やっぱり県外だったら高速道路を使ったりもしますから、そういった場合、保護者が当番でちょうど当たったとき、今はまだ何もあっていませんけど、もし何かあったときの責任とか、そういった場合を考えると、もう少し教育委員会が先頭に立って、しっかりとしたルール等をつくっていく必要があるかなと思っています。

今の現状を考えると、専門のバス運転手を雇って送迎するのが本当は一番いいですけど、なかなかそれは金額的にも予算的にも現実的じゃないですもんね。ですから、保護者の方が交代で送っていつてくれていると思います。

学校の部活動であれば、本来なら学校が管理して、移動手段を家庭に丸投げはしないというのが本当の考え方じゃないかと思っています。教員や保護者などの資格や能力の分からない人がすべきではないと思います。そういった意味から、教育委員会として何か送迎に対する支援というか、そういったものはできませんか、アドバイスとかもう少し。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

さっき教育委員会が原則としてと言われたんですよ。だから、原則としてということは、原則どおりじゃないところがあるということだし、原則どおりじゃないところがあることは多分教育委員会も把握をしておられると思います。言ってみれば原則じゃないところこそが問題なものだから、子供たちの移動は大丈夫なのかと聞かれたときに、原則としてそうですというのは私は答えじゃないというふうに正直思うんです。

先ほど部活動の話がありました。少し国も方針があっち行ったり、こっち行ったりしていて、中央官庁の皆さん方は実際現場での部活というのがどういうふうになっているのかよく御存じなくて、そういう方針を決めておられるところがあるのではないかなということちょっと心配します。というのが、最初は部活動の地域移行と言っていたのが地域展開というふうに変わりました。先ほど教育長から紹介がありました認定クラブなんかはもちろんそうでしょう。でも、部活動指導員というのは、私は地域展開とは違う流れじゃないかなと思うんです。というのは、さっき部活動指導員じゃなくて外部指導員からやりますとおっしゃったのは、別に人が確保できないとかいうことじゃなくて、もともと部活動指導員というのは会計年度任用職員で雇い入れてくださいということなんです。部活動の指導員を職員として雇い入れてくださいということなんです。ところが、今の時点では土曜か日曜のどちらかの3時間だけ教えるのを部活動指導員といい、かつそれは会計年度任用職員だということをこの間、聞いたわけです。うちの会計年度任用職員は職員ですからね、だから、実際やろうとしていることと身分との間にミスマッチがあるんじゃないかと。さらに言うなら、会計年度任用職員を雇い入れてやるということだと、地域展開とかじゃなくて、直営でやりますと。ただ、先生の仕事じゃなくしますというだけなんじゃないですかねと、今、毎月、総合教育会議をしていますから、そういうことも申し上げました。

ですから、何か国が言う部活動指導員じゃないと駄目とか、会計年度任用職員じゃないと駄目と、果たして江北町のことを考えたら、本当にそうなんですかという話を実はしたんです。だから、国のほうも部活を外出してみたいなことが、逆に少し直営化みたいな感じになっているように私は受け止めます。そうすると、先ほどの移動の問題がやっぱり出てくるんです。場合によっては、いや、これは部活動ですから、現地集合、現地解散でと、あまり正式なというかな、学校活動じゃないからみたいな感じだったのが、今は仮に入れたとしても週末3時間ぐらいでいいですけど、もし会計年度任用職員で入れるとなれば、フルでまさに部活動を仕切ってもらおう。例えば、今、特別支援の関係で支援員に会計年度任用職員が入って

もらっていますけれども、あのくらいの関わりということになると、多分直営ということになると思うんです。先生はしないけど、会計年度任用職員が担当する部活動ということになると、移動の話も、なかなか現地集合、現地解散が原則ですと言っではいられなくなると思います。例えば、修学旅行、じゃ、現地集合、現地解散でいいんですかねということとどう違うのかということなんだろうと思うんです。

だから、この移動のことも、先ほど原則としてとおっしゃいましたがけれども、原則じゃないところが実際あるものだから、そこに目を当てていかないと、田中議員は例の事故を受けて江北町の安全対策は大丈夫なのかという問題意識でせっかく質問していただいていますから、原則はこうだけれども、実態としては実はこういうところがあると、ここが問題だと思うところを共有させていただかないといけないと思いますし、私はそこそが、先ほどの部活の地域展開、部活動指導員の取扱いとセットできちんと議論されるべきだというふうに思っています。

以上です。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

先ほどの田中議員の御提案、本当にありがとうございます。

私自身、学校の校長として、こういう部活動の派遣時の責任者として長年携わってきておりましたけれども、本当に退職するときが一番ほっとしたのは、一件の事故もなく無事に卒業してくれたといったところなんです。当時は多くの部活動が顧問が運転する車に乗せて行っている実態がありました。県のほうでも、大型免許を取得した先生については県で集めて研修会をしたり、毎年講習会をしたりして事故防止に努めておりましたし、学校では任意保険の証書を出させたり、免許が切れていないか更新の確認をしたり、あの手この手で事故防止に努めてきたところなんです。先ほど申し上げましたように、最近は教員の運転は認められておりませんけれども、それがゆえに保護者への負担が大きくなっているというのが現実でございます。

先ほど申し上げましたように、どうしても送迎ができない家庭もありますものですから、お互いの家庭に頼んで交代で行かれている実態は把握しております。決していいこととは思っておりません。事故に遭ったときは必ず問題になります。ただ、救いは顔の見える関係

といったところで、運転技術等は詳細には見えないかも知れませんが、お互いの信頼関係の下にされていると。決して好ましいとは思っておりません。町としても、安全運転の管理であるとか事故発生時の責任など、多くの課題があると考えております。教育委員会としては、児童・生徒の安全を最優先に考えまして、安全管理体制を十分に整えることが急務と考えておりますので、今後、学校や社会教育団体と協議をして、本当に遠征が必要なのか、そのところから見直していきたいと思っております。ある部活については、長崎、福岡、熊本までは保護者送迎と決められているようなところもありますけれども、本当に県外まで行く必要があるのか、この辺りももう一度、今回の事故をきっかけに見直す必要があると思っております。

なかなか一律にどうというのは難しいところもありますけれども、保護者会の皆さんにもこういった事故が起こって生徒の命が脅かされている状況がありますよと、いつあなたの子供さんの命が奪われるかも知れませんがという危機感は共有していかなければいけないと思っております。こうしたことから、教育委員会としてできることをしっかりやりながら、保護者送迎の課題についても目を向けていきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

今、教育長が県外までも出ていく必要があるかとおっしゃいましたが、やっている者にすれば、やっぱり県外の強いところと試合をしたりして、切磋琢磨して強くなっていきたいというのがやっている人の心情ではないかと思えます。

そこで、教育委員会というより町のほうにお願いですけど、本来ならそういった場合は専門の運転手のついているバスを町のほうで用意して送迎をしてもらえれば一番いいんですけど、なかなかそれは金銭的にも無理かなと思います。そこで思うのが、まず、生徒には保険の加入を義務づける。それから、運転者の同乗者をカバーできる保険もつける。それから、参加者全てが運転者の免責に同意する旨の文書を取る。そういった意味で、送迎に係る費用の一部を町のほうで負担はできないでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ぜひ教育委員会で議論してもらったらいかなというふうに思っています。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

今、町長がおっしゃったとおり、教育委員会のほうで今申し上げたことをしっかりと議論して、幾らか送迎に対する決まりとかルールづくりとか、それに係る経費等の補助もお願いしてもらいたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

田中議員の御提案についてお答えいたします。

この部活動の送迎の負担というのは、やはり大きな問題だと考えております。今回の事件でもマイクロバスをレンタカーとして借りて、運転手も任せているという課題がありますので、教育委員会としても、できるだけ公共交通機関、あるいはしっかりとしたバス会社の観光バスの利用が望ましいと考えております。全ての練習試合までカバーできるかどうか分かりませんが、必要なことがあれば、これから制度設計をして、町のほうにもお願いしたいと思います。

教育委員会といたしましては、やはり予算云々の問題ではなく、子供たちの命を最優先に考えるべきと考えておりますので、必要なところがあったら町長部局にお願いしたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

実は6月4日の佐賀新聞に「県、小中高生の遠征費支援」とありましたので、これは送迎に対するものかなと思ったら、じゃなかったですね。これは全国大会とか国際大会に対する支援でした。ただ、小中高生は佐賀のスポーツを盛り上げる金の卵。保護者の負担軽減の一

助になればと県のほうが申しております。ですから、私が先ほど申したように、町独自のシステムをつくってもらって、保護者の負担軽減につながればと思っていますので、ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

例えば、法律で決まっているようなことを江北町が独自で破ったり、それと違ったりすることはもちろんできませんし、ただ、そうじゃないものは、あまり国からこんな通知が来たとか、今県に尋ねているけど、まだ回答がないとかじゃなくて、我々の目の前に我々が守るべき江北町の子供たちがいるわけですから、その子供たちの安全・安心を守るためにはどうしたらいいだろうかということをいろんな発想の起点にしたら、そしたら、こういう方法があるよねといって、最後に、国のほうにいろんな財源があるのかなという順番で考えたほうがいいと思います。そうしないと、国にこういう制度がありますからこれを使ってとか、国からこういう通知が来たから、国が今から100年間この取扱いは変えませんというならですけども、今回の部活の地域展開なんか、ここ数年で物すごくいろいろ考え方が変わっているのをこちらも右往左往するよりは、我々の目の前にいる子供たちはずっと子供たちとして変わらないわけですから、やっぱりこの子供たちが、部活動をはじめ、いろんな体験が安全にできるためにはどうしたらいいかなということで考えるのが大事だと思います。

世の中には事実前提と価値前提と2つ考え方があるんです。事実前提というのは、法律がこうなっていますもんねとか、国はこうですもんねというのが事実前提です。価値前提というのは、子供たちの安全をどうやって守ったらいいかというふうにスタートして考えるのが価値前提です。これからは地方創生、恐らく価値前提の考え方をできる自治体が生き残るというふうに思いますし、今回の問題も多分そうだと思います。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

何回も言いますが、遠征に行くとか県外に行くとか、そういうことは決して言わないでほしいと思います。やっている子供たちは少しでも強くなりたいと思ってやっています

から、ぜひ送迎に対しては、原則ではこうなっているじゃなく、実態に合わせた対応をお願いしたいと思いますので、ぜひ検討のほうをよろしくお願いします。

以上で終わります。

○井上敏文議長

これで9番田中宏之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時40分。

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

1番酒井明子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○酒井明子議員

1番酒井明子、よろしくお願いいたします。通告に従い、一般質問させていただきます。

放課後児童クラブ（学童）の施設環境の向上を求む。

現在、少子化、人口減少は極めて深刻な局面にあります。本年5月に発表された総務省の報道資料では全国の子供、15歳未満の数は45年連続の減少、総人口に占める割合も10.8%と過去最低を更新し続けています。

一方、我が町に目を向けますと、佐賀県内トップ、令和2年の国勢調査では子供、15歳未満の割合が15%と近年最高を記録するなど、全国のトレンドとは一線を画す子育て世代に選ばれる町としての底力を発揮しています。全国平均を大きく上回る子育ての活気、ポテンシャルを維持している町、この強みを一過性のものとせず、次世代へ持続可能な形で引き継ぐため、町の現状認識と今後の施策展開が問われます。

もちろん将来的な減少への警戒はあるものの、子供の割合が高く県内トップクラスであるからこそ、放課後の居場所、学童保育の過密化や環境維持は保護者にとって極めて関心の高い切実なテーマです。共働き世代が増加し、子供たちが放課後を安全・安心に、そして、豊かな時間を過ごすための放課後児童クラブの役割はこれまで以上に大きくなっています。子供の数が多い町だからこそ、放課後児童クラブの施設環境の質を維持向上させることは、働く親世代の安住促進、そして、何より子供たちの健全育成に直結する極めて重要な課題です。

そこで、現在の放課後児童クラブの施設環境と今後の展望について質問いたします。

1、町内にある放課後児童クラブの登録児童数及び1日平均利用者数、または長期休暇中などの最大利用者数を施設ごとに過去5年分お答え願います。あわせて、国の示す基準、児童1人当たり1.65平方メートル以上の専用面積がしっかりと満たされているか、伺います。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、登録者数のほうからいきたいと思います。令和3年度、「うるる」のほうが62名、ネイブルが97名、小学校が33名、合計の192名となっております。それから、令和4年度です。「うるる」が45名、ネイブルが82名、「うるる」が39名、合計の166名となっております。次に、令和5年度、「うるる」が107名、ネイブルが83名、合計の190名となっております。続きまして、令和6年度、「うるる」が132名、ネイブルが78名、合計の210名となっております。続きまして、令和7年度です。「うるる」が122名、ネイブルが102名、合計の224名となっております。

続きまして、利用者、1日平均人数でございます。令和3年度、「うるる」が32名、ネイブルが43名、小学校が9名、合計の84名でございます。次に、令和4年度、「うるる」が36名、ネイブルが33名、合計の69名になります。令和5年度、「うるる」が63名、ネイブルが25名、合計の88名でございます。令和6年度、「うるる」が75名、ネイブルが29名、合計の104名でございます。令和7年度、「うるる」が67名、ネイブルが38名、合計の105名であります。

なお、令和6年度から、ひとのねこども園の場所で運営をしていただいておりますひとの舎さんの登録児童数から行きたいと思います。令和6年度が52名、令和7年度が56名、それから、ひとの舎の1日当たりの平均利用数です。令和6年度が29名、令和7年度が30名となっております。

なお、全ての施設が面積基準である児童1人につき1.65平米以上の基準を満たしております。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

全てが1.65平米以上の基準を満たしているということでした。

もう一つ、長期休暇中などの最大利用者数までお答えいただけたらと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

長期休暇中の人数についてでございますが、現在、手元に持ち合わせておりませんので、後でお答えしたいと思います。すみません。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

すみません、長期休暇中の最大利用者数がとても大切ではありましたが、分からないということで、後日よろしく願いいたします。

引き続き、2 番に行かせていただきます。

施設空間の過密化と今後の受入れ態勢について伺います。

現在、全ての申請児童を受け入れているということで施設は過密化しており、子供たちのストレスや安全面が危惧されます。共働き世帯が増加し、先ほどもお聞きになったように、徐々に高学年の児童の利用が増える中、今後の利用者数を見据えた上で、受入れスペースの確保や待機児童を出さないための対策を講じる必要が今後はあるかと思うのですが、町の考えをお答え願います。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のように、共稼ぎ世帯の増加に伴いまして、低学年を中心に放課後児童クラブの必要性を感じている世帯が増加していると感じております。

個人的なことにもなりますけれども、私の孫も放課後児童クラブにお世話になって、安心

して共働きをしているという状況がございます。江北町では待機児童を出しておりませんので、11月に申請をして、年明けには決定通知が参りますので、そこで安心して4月からも働けるということで喜んでいただいていると伺っております。

過密化の問題については、私は仕事柄、県内十数か所、放課後児童クラブを視察する機会を持っております。基山から、西は武雄まで、いろんな放課後児童クラブを見ておりますけれども、待機児童を出している佐賀市とか幾つかの市町は定員ぎゅうぎゅうですので、過密な状況を見ております。江北町については、私は何度かお迎えに行く機会もあったんですけども、それらのほかの市町から比べると、まだまだ過密で何とかしなければいけないという状況ではなく、先ほどの1.65平米の基準を満たしておりますし、途中で習い事であるとか、利用しない方もいらっしゃいますので、そういった意味では、完全な環境ではありませんけれども、何とか見守りができているというふうに理解しております。

教育委員会といたしましても、保護者のニーズは何かというところから、やはり待機児童を出さないことと。やっぱり保護者にとってはお断りされるのが一番つらいわけですね。確かに待機児童を出さないことが一番だと考えておりますので、待機児童を出さない上で、さらによりよい環境というのは、議員御指摘のとおりでございます。

これまで待機児童を出さないことを目指して、受入れ施設の拡充を図ってきました。今年度から民間法人が運営している放課後児童クラブひとの舎が受入れをこれまでの1区分から2区分に拡充していただきましたし、様々な形で御協力をいただきながら待機児童を出さない取組をしてまいっております。

町内の放課後児童クラブの利用率は1・2年生で80%を超えております。現時点でこれ以上増えることは想定しておりません。現在、ゼロ歳児まで人口が確定しておりますので、私の専門は数学で、統計等も学んでおりますけれども、人口の推計については、コーホート法という方法で出生時から大体毎年、その地域の人口推移が推計できます。そうした中で、昨年度からゼロ歳児の人口が若干減ってきているという状況もございますし、今後の推移を見ないといけませんけれども、現時点ではというお断りをつけた上で、放課後児童クラブの定員についてはまだ大丈夫と、待機児童を出さない体制を続けられると考えております。

しかしながら、今後、他市町からの流入であるとか、様々な子供支援策を打って出て、さらに増えることも想定されますので、様々な形で、学校内施設の活用であるとか新しく拡充する必要があるれば、そういったことも含めて検討する時期も来るかと思えます。現時点では

「うるる」とネイブルのほうで受入れ態勢ができておりますので、そういった形で続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

今、コーホート法のお話もありましたので、ちょっと説明を。皆さん、教育委員会の方たちはもちろん作られているので、とても詳しく御存じなことの内容になります。2025年から2029年、令和7年から令和11年に向けての第3期江北町子ども・子育て支援事業計画というのがあります。そちらのほうに「地域で子育て！みんなでつなごう子どもの笑顔」を基本理念として、子ども・子育て支援に関する各種施策に取り組んでおられます。

第3期江北町子ども・子育て支援事業計画は策定されておりますが、この計画は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を一体的に策定します。」と書かれています。第4次江北町総合福祉計画、江北町まちミライ創生プラン等の各分野の関連計画等と整合を図っておられます。

期間としては、先ほど言いましたように、令和7年度から11年度までで5年間の計画をされていて、目標1が、家庭・地域における子育て支援の充実、目標2、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の強化、目標3、配慮の必要な子どもや家庭等への支援の推進、目標4、職業生活と子育ての両立の促進、目標5、安心して子育てできる環境の整備となっております。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定指針として、家庭支援事業の新設・拡充、次の3事業が追加されております。①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業。

児童数のことになりますが、総人口と児童人口の推計、先ほど教育長がおっしゃってありました総人口の推計になります。令和2年から令和6年の各年4月1日時点の各歳別人口の実績などを用いて、コーホート法、過去の年齢別、性別人口、母親の年齢階級別出生数、出生者の男女比等を用いて将来人口を算出する方法で将来人口の推計を行っておられます。そこで、総合人口は令和2年度以降から緩やか減少しており、令和11年には9,418人になると

推計されているようです。また、年齢3区分別に見ると、ゼロ歳から14歳は令和11年で1,426人と推計され、令和6年の1,416人と大きな差は見られませんが、一方で、15歳から64歳は令和6年の5,344人から令和11年で5,250人と94人の減少が見込まれております。また、出生数もさほど下がってはいませんが、先ほどおっしゃったように徐々に下がっては来ておりますが、数字としてはそんなに大きく差は見られません。大体100人前後の出生があっております。

児童人口の推計として、就学前児童に該当するゼロ歳から5歳人口は令和6年の555人から令和11年で508人となり、47人の減少が見込まれております。小学生児童に該当する6歳から11歳では、令和6年の576人から令和11年で607人となり、逆に31人の増加が見込まれております。

そのほか、必要かと思いましたので、母親の就労状況です。就学前児童では、フルタイムで就労している人は56.5%、そのうち産休・育休、介護休業中ではないが40.1%と高くなっております。また、パート、アルバイトなどで就労している人は35%です。合わせて91.5%の方が就労状況ということです。小学生児童では、フルタイムで就労している人は54.2%、そのうち産休・育休、介護休業中でない方が52.3%、パート、アルバイトなどで就労している方は35.4%で、大体90%近くの89.6%の方が就労されております。

小学校就学後の放課後の過ごし方についてです。放課後児童クラブ、学童保育が44.7%と最も高く、次いで自宅が41.4%、習い事などが28.6%となっております。

これまでの説明は、全てネットで調べていただくと載っておる内容になりますので、よかったですらゆっくり御覧いただきたいと思います。

引き続き質問させていただきます。

3、江北町こどもセンター「うるる」は、児童館本来の在り方と放課後児童クラブの共存状態。そしてまた、佐賀のへそ・ふれあい交流センターにおいても、生涯学習の場、文化・体育の交流の場と放課後児童クラブの共存状態。一時的な利用と言われてから5年、この取ってつけたような子供たちの環境に根本的な改善が必要と考えますが、先ほどは必要ないとおっしゃいましたが、町の見解をお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の質問にお答えしたいと思います。

取ってつけたようなと申し上げられましたが、私がよそから来て、本当に江北町は待機児童を出さないために計画的に合理的な配置をされているなと感じたところです。確かにネイブルの利用であるとか、課題はございます。それは否定しません。しかし、放課後児童クラブに預けられたい保護者にとっては、本当にいい環境の下に配置されているなと感じているところです。

本来、放課後児童クラブは学校から比較的近いところにあることが望ましいと考えております。他市町では、少子化に伴い、学校の空き教室を利用しているところも少なくありません。ただ、学校の先生方からは非常に不評です。なかなか道具の片づけができていないとか、いろいろ難しいところもあってですね。施設の問題であるとか、学校施設の利用については、学校の先生方は好まれないというところがあります。ただ、やむを得ずそういったところを使いながら、待機児童を出さないようにされているというのが現実です。

江北町については、限られた公共施設の有効利用を検討する中で、通所や送迎の利便性、空調設備が整備されているなど、条件のいい施設を利用されているなと感じております。

「うるる」の場合には、もともと放課後児童クラブと乳幼児が遊べる環境ということで両立を図って造られたと聞いておりますので、「うるる」については当初の目的どおりかと思えます。施設の東部分を、午前中を中心に乳幼児が保護者と共に利用されております。大体1日平均、最大でも10人と聞いております。ですから、特に午前中は学校に行っておりますので、児童クラブからの影響はないと考えております。

また、佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブルでは、学習室以外は一般の利用に支障がないように配慮されていると聞いております。ただ、子供たちの野外活動であるとか活動の場が制限されておりますので、そこは課題と考えております。

今後は、指定管理者のほうから、ネイブルの館長からも伺っておりますけれども、ネイブルのパソコン教室を会議等にも利用できるように改修したいという申出があっておりますし、一般の利用者にも支障が出ないように、さらに改善を重ねていく方針と聞いております。したがって、ネイブルの貸し館事業というか、一般の利用の方については、今後、放課後児童クラブがあるから利用できないということは減っていくと思いますので、その点は御理解いただきたいと思います。

施設整備につきましては、町全体で既存施設の有効利用を前提として、現在、検討してい

るところでございます。教育委員会では、放課後児童クラブの状況を設置者である町と共有しながら要望等を伝えたいと思いますけれども、現時点では直ちに改善を要するような部分はないと考えておりますけれども、今後、御指摘のように待機児童が出るような場合は早急に検討しないといけないと考えておりますので、理想論としては、1か所に集めて、学校の近くにあるのが望ましいとは考えておりますけれども、現時点での受入れ態勢としては現状でいいのかなと考えているところです。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

教育長の考えとしては、現状の既存の有効利用ということでした。

では、改めて写真を写してきていますので、見ていただいて、ただただ、ネイブルのほう
が、先ほどおっしゃったように、改善を都度されていることは、私も先日、確認させていただいております。いい方向に行けばいいなとは思っておりますけれども、今現状のネイブルと「うるる」の状況を見ていただきたいと思います。

(パワーポイントを使用) こちらが江北町こどもセンター「うるる」の写真になります。
学童保育が始まる時間帯になると、児童館スペースはこちらの3か所ですね。ぴよぴよルームと図書コーナー、図書室です。こちらと学習スペースがあります。今、利用者の方が本当に当初よりも大分減っているようで、多分、存在が今子供たちにとっても薄くなっているのではないかという感覚は取れます。

こちらが学童保育スペース、時間になりましたら、学童保育の子供たちがこちらに入ってきます。一番広いスペースですね。

こちらが、こどもセンター「うるる」のトイレの環境になります。男性用が3つ、洋式1つですね。そして、小さいお子さん用のトイレになります。数が本当に少なめではありますけれども。

ここが一番気になっておりました。とても工夫はされているんですけれども、この線、学童保育利用の境界線になっております。このような状況で、学童保育の子供たちと、こどもセンターに来た子供たちがこの線1本で分けられている状況です。もちろん「うるる」のほうにゼロ歳児から18歳のお子さんが見えて、学童保育のお子さんが見えて、年齢層も幅広く

いい部分もあるということでした。

こちらが「うるる」の外になります。「うるる」は、ちゃんと外環境も整っております。

こちらがふれあい交流センターネイブル、学習室（小）になります。学童保育の子供たちが来る前の状況がこちらで、学童保育の子供たちが来ましたら、毎回、先生方で机を出して、準備をされます。

そして、こちらが学習室（大）、学童保育前は、学童保育に必要なものがこういう状況で学習室に置かれておりまして、こういう状況ですね。毎回出しては、お片づけの状況を指導員の方たちで毎日されております。学童保育の子供たちが来るまでに、先ほどの状況からこの状況にセッティングを毎回されております。

この学習室（大）が、長期休暇に入りましたら本当に花見状態になるようで、座っているお子さんが全面を敷き詰めるような状況になる感じです。

先ほどのこの資料、皆さん使われているものを、平日、月曜日から金曜日まではこの場所に置いてあるんですけども、金曜日の夕方には、次の日、土日に利用がある場合を考えて、資料室のほうに移動を毎週されております。

先ほど教育長からお話がありましたように、今度、ネイブルのほうでパソコン室が利用されるということで、パソコン室とこの資料室はドア1枚でつながっておりまして、今後は移動が楽になるとはおっしゃってございました。この情報は、指導員さんではなく、館長さんからお聞きしております。

こちらがふれあい交流センターネイブルのトイレになります。男子トイレ、女子トイレ、ちょっと印象としては、やはり学童保育のお子さんたちの数からするとトイレ数が少ないのではないかという印象です。

今、現状を見ていただいて、皆さんどのように感じていただけたかなと思います。

ふれあい交流センターネイブルは、生涯学習の場、文化・体育の交流の場、町民の皆様がやはりそういう場として使いたいと思っていられっと思います。その場所が、どうしても子供たち優先になります。そうなってくると、使いたくても使えない時間帯が、午前中しか使えないとか、長期休暇になりましたら、その期間、全ての日程が使えない状況ということです。できましたら、教育長、ふれあい交流センターネイブルと児童館、こどもセンター「うるる」について、どのような場所であるということを説明いただけたらと思うんですけども、町としての。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

「うるる」については、先ほど申し上げましたように、建設当初から、乳幼児の保育施設とともに、放課後児童クラブも利用を想定されて設計されたと同っておりますので、現実的にはうまくいっていると考えております。

一方、御指摘のように、ネイブルの学習室を利用した放課後児童クラブは、必ずしも当初考えられたものではありません。5年前に一時的な利用ということでスタートされたというのは聞いております。今後、適切な場所があれば、本当は移してあげるのがネイブルのためにもなるし、最終的には利用される町民のためにもなると思っております。

ただ、現実、今の町にある公共施設等を探しても、なかなか適当な場所がございませんので、今後、そういったところが出てきたら、子供たちの放課後児童クラブの環境がよくなるのであれば、教育委員会としてもぜひ積極的にお願いしたいと考えているところもございます。全く今後のことを否定しているわけでもなく、5年、10年とこのままかと言われると、そうも言い切れないところがあります。やはり環境の変化もございますし、利用する人数も変わってきますので、町長がよく言われているように、現状をそのまま続けるのではなく、課題があればそれに対応して、すぐ動いていくというのが正しいやり方と思っておりますので、もし少しでもいい環境のところがあれば移していくということも視野に入れながら、今後、見守っていきたいと思っておりますので、そのときはまたよろしくお願いしたいと思っております。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ネイブルの環境が万全ではないことを自覚していただいているということで、今後、放課後児童クラブ開所に向けて、ネイブルでもう一つ気になっていることがありまして、どちらもなんですけれども、例えば、ネイブルの開館時間が8時30分から22時までとなっております。児童クラブは8時からです。そして、「うるる」のほうは、放課後児童クラブ開所時間は同じく8時から18時半ですが、「うるる」自体は9時から17時の開館時間となっております。

す。そこもちょっと引っかかっておりまして、できればその辺もどうにかならないかなと。やはり皆さん、児童クラブのことを含めて一生懸命頑張ってくださいっております。ただただ、開所時間がずれもあつたりとか、あと、もともとということでしたけれども、「うるる」のほうにはもちろん条例として時間も掲げてありました。あと、乳児、ゼロ歳から18歳までの子供たちが保護者と共に自由に遊んだり交流したりできる地域の場所ということで、ここは無料施設なんですね。無料施設を今度児童クラブで使うとなると、児童クラブは有料です。その差もありますし、あと、育児相談や子育て情報の提供を行う場でもあります。子育て支援の拠点としての役割も担っている「うるる」となりますので、できればその辺の整理もしていただきたいと思います。

法令、児童福祉法のほうで、たしか2012年4月5日、平成24年にオープンしておりますので、その辺の整理もどうか考えていただけないかなと思います。ふれあい交流センターネイブルにつきましては、条例がありませんでした。一応確認させていただきましたけれども、「うるる」のほうはきちんと掲げていらっしゃるんですけども、ネイブルはありません。なので、その辺がどうしても、例えば、使用料に関する条例になりましたら、学習室（大）、（小）400円、パソコン教室600円、町内居住者以外は2倍。第4条として、「町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。」。そして、(1)「町が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合」、(2)「その他町長等が特に必要があると認める場合」は使用料が免除されます。

設置条例で、第5条「町長等は、適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」、2「前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、センターを利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。」となっております。やはりネイブルは指定管理にありまして、その場所を長期にわたり使うとなると、それだけの指定管理者への負担というのもやはり周りからのお声が出ております。長年にわたって町にとって大切な施設、そこに学童保育が入っていることで施設に対する負担というのがかかっておりますので、学童保育だけが特別になっているんじゃないかというお声がどうしても出てまいります。そういうふう to 悪いほうに学童保育が取られてはいけなないので、町が委託されていることで、支払いの金額が、あらかじめ指定管理者が提出した収支計画書に基づいて契約で定められた上限額があると思います。この委託料の範囲内で黒字

化を目指すのが指定管理としては基本にあられると思いますので、赤字となれば指定管理者の自己責任として処理されます。やむを得ないということになっては、事情が事情ですので、町の子供たちを見るという視点で、やはり負担を感じていらっしゃる中でも、長年、随分我慢をしてみえていると思うんですね。

そのことに対して、町は、やはり町の子供たちを安全な場所で見てください。もちろん指導員の方たちが主になって見てくださいなんですけれども、そういったネイブルに対する負担があるということも分かっていたきたく、その辺は今後考えて、指定管理料も子供たちのためにという考えはあられるのでしょうか。そこもできればお聞かせ願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

特に、ネイブルの指定管理については、この放課後児童クラブの活用も含めて協定を結んでおりますので、それを前提とした収益構造といいますか、運営をお願いしているところで

す。

ただし、先ほど議員おっしゃいましたように、開館時間が30分ずれているというところについては大変御迷惑をおかけしております。議員おっしゃった8時というのは、やはり土曜日であるとか夏休み等の長期休業中の時間でありますので、鍵を開けに来られているケースが多いと思います。この辺についても、職員の勤務時間がございますので、こちらから一方的なお願いはできませんけれども、今後、改めて協議をしてまいりたいと考えております。

一方、「うるる」のほうについては町の直営の施設でございますので、入り口を変えております。御存じのとおり、東側は「うるる」本来の乳幼児の施設、それから、西側については放課後児童クラブの入り口ということで管理を変えておりますので、30分ずれても支障はないと伺っておりますので、御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、指定管理下にあるネイブルにつきましては、放課後児童クラブをお願いしているがゆえの課題も多々ございますので、今後、指定管理者と共に研究をして、様々な改善策を打っていきたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

すみません、1問目の長期休業中の利用状況です。

まず、令和3年度から、「うるる」が25名、ネイブルが38名、小学校が13名、合計の76名になります。令和4年度、「うるる」が33名、ネイブルが26名、合計の59名となります。令和5年度です。「うるる」が54名、ネイブルが30名、合計の84名になります。令和6年度、「うるる」が57名、ネイブルが28名、合計の85名、令和7年度、「うるる」が54名、ネイブルが40名、合計の94名となります。

以上であります。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

教育長のお考えはよく分かりましたが、やはりもう少し言わせていただきたいと思います。

あと、長期休暇中の利用になるんですけれども、やはり右肩上がりに増えてきているのが分かります。長期休暇になりましたら、やはりお母様方、だんだん利用が高学年まで増えてきているのが、いろんな世情がありましたので、その気持ちは分かっていただけのじゃないかと思うので、今後とも気持ちを寄せていただきたいと思います。

小学生児童では「子育てのための経済的支援の充実」が62.8%と最も高く、次いで「子どもを事故や犯罪から守るための対策」が51.1%、あとは「教育・保育環境の充実」が41%と子育てのために充実してほしいことが掲げられております。

次に、江北町放課後児童クラブ危機管理マニュアルがありますが、こちらを見せていただきましたところ、対象施設にももちろん「うるる」とネイブルが上がっております。熱中症対策についてが上がっていなかったことにびっくりいたしまして、この危機管理マニュアルについて、「危機管理とは、児童、保護者の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険を未然に防止し、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することを目的とする」と明記されています。被害を最小限に、事後対応ではなく、当然ですけれども、マニュアルの真の価値、様々な危険を未然に防止する事前対策、危機管理の国際標準、リスクマネジメントの観点からも、熱中症対策は単なる傷病発生時の枠に入れてはいけないと思うんですね。不十分であると思います。気象災害として独立、または強

化して記載すべきと考えますので、暑さ指数に応じた行動制限、外遊びの中止基準や、あと、エアコンの運用ルールなど、事前対策として予防、危機管理の項目を独立させるべきと考えますけれども、教育長の考えをお願いいたします。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

この危機管理マニュアルにつきましては、御指摘のとおり、熱中症対策は入っておりませんけれども、町から別に教育委員会としての通知を出して、毎年、注意喚起をしているところでございます。

もともとなかった理由といたしましては、やはり「うるる」とネイブルについては空調が完備されていたということからスタートしておりますので、空調を使うことが前提としてスタートしていたと認識しております。

しかしながら、空調を使わない場合もありますので、熱中症対策については、やはり子供たちの生命、安全を守る観点から、しっかりと観察、対処をしていきたいと思っております。早め早めの対策を取って、WBGT、熱中症指数の推移等も前日、当日確認をさせていただきながら、室温の管理であるとか子供たちの体調管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

安全計画のほうにはきちんと上がっていたのは確認させていただいておりました。なので、実質的にはされてはいたんですけれども、危機管理マニュアルのほうにもぜひ今後に入れていただけるようお願いしたいと思います。

あと引き続き、衛生管理マニュアルもなかったんですね。やはりコロナなどもありました。今後は、やはり衛生管理マニュアルも作成いただけたらと思います。学童保育では、おやつの提供があったり、長期休みのときなど、やっぱり集団生活でありますので、食中毒や感染症の予防のためのおやつの管理、手洗いの徹底、これらは消防や地震と同じく、子供たちの命や健康を脅かす危機そのものだと思います。危機管理マニュアルのほうも中に、衛生管理、

感染症対策という独立した明確なガイドライン策定も整理すべきかと思いますけれども、教育長の考えをお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに御指摘のとおり、放課後児童クラブの中でもおやつを食べたり、お弁当を持ってきたり食べるケースもございますので、危機管理マニュアルとともに、衛生管理マニュアルが必要ということは御指摘のとおりでございます。直ちに見直しをしたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

即対応していただけるということで安心いたしました。よろしくお願いいたします。

4 番の猛暑・災害時の対応、こちらは読み上げておりませんでしたので、読み上げさせていただきます。

猛暑・災害時の対応、また、不審者侵入を見据えた施設環境の安全性について伺います。

近年の命に関わる夏の猛暑に対する空調設備の適切な稼働状況や、利用者に見合った衛生設備、災害時の避難体制について現状の認識をお答え願います。

また、外部からの侵入が考えられるネイブル内の安全確保について、最後の外部からの侵入が考えられるネイブル内の安全確保についてのみ見解をお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の質問にお答えをしたいと思います。

放課後児童クラブについても、学校と同様に、児童・生徒の安全・安心を確保することが大切であると認識しております。

御指摘のネイブルの外部からの侵入に対しましては、1 階に複数の職員が常駐しておりま

す。また、外部の監視カメラも設置されております。不特定多数の方が利用する施設でございまして、絶対安全であると言い切れない部分もございますけれども、道路の反対側には交番もございまして、通常の警備体制としては特段大きな問題はないと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

特段問題がないとおっしゃいましたが、結構スムーズに中に入っていける場所でもありますので、できれば、きちんとした、すぐ入れる場所でない状態にするのが本来ではあると思うんですけれども、やはり人の目が一番だと思いますので、できるだけ受付の方とかに意識していただけるようにお声かけいただけたらなと思います。やはりネイブル、さくっと結構入れるんですよね。なので、そこが先日お伺いしたときも心配になりましたので、みんなの目があれば安心した場所になっていくと思いますので、今後ともお声かけのほうを続けていただけるように、ネイブルに入ったときに、受付の方からこんにちはとかおはようございますがかかるだけで違うと思うんですよね。よろしくお願いいたします。

では、学童保育のニーズに応えるために、本来、全ての地域、児童に開かれるべきこどもセンターの機能、時間が圧迫されていることを先ほどもお伝えさせていただきましたが、やはりこれらは、あちらを立てればこちらが立たずになりまして、応急措置にすぎないようにネイブルを感じております。なので、本来であれば学童保育専用の施設スペースを確保していただけることが一番の保護者の方たちの思いだと思いますので、一般利用と学童保育利用の双方が安全に共存できる環境を、ハード面から、もう少しこどもセンター全体の予算を見直し、整えていただけたら、1 つにすることを考えていただけないかと思うんですけれども、教育長の考えをもう一度お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員からの御提案、本当にありがとうございます。先ほど申し上げましたように、ネイブルの学習室の利用がベストとは思っておりません。ただし、現在の施設利用の環境の中では、なかなか代替施設が見つからないというのが現実でございます。もし仮に新しい施設

であるとか利用できる施設があれば直ちに移る検討をしたいと思っておりますけれども、現時点ではなかなか突破口が見いだせないといったところもございます。

確かに子供たちの環境としては、バイパスを渡らないで利用できる学校近くの施設があればというのは理想論でございます。教育委員会としても、そういった課題も含めて、町長部局に適切な場所がないのか、もう一度、町全体の設備の計画の中で検討できないか、意見を伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

今後とも施設のほうのハード面をまずは整えていただいて、子供たちの環境を整えていただけたらと思います。「地域で子育て！みんなでつなごう子どもの笑顔」、やはり子供たちの笑顔が広がったら、大人全体、町全体がよりよい環境になっていくと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○井上敏文議長

1 番酒井明子議員の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

なお、一般質問2日目は明日午前9時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時40分 散会